

はじめに

近年、地域社会を取り巻く状況は変化し、人口減少、少子高齢化、さらに高齢者世帯や単身世帯が増加し、社会的孤立や、8050問題、ヤングケアラー、生活困窮などをはじめとする制度のはざまの課題や複雑化・多様化する世帯への支援が課題となっています。



こうした状況のもと、国においては、制度や分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係性を超え、人と人、人と社会がつながり、支えあいながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指しています。

本町では、平成21年3月に「大野町地域福祉計画」を策定し、安心して心ふれあうまちづくりの基本理念を継承しつつ、5年ごとに第2期・第3期地域福祉計画を策定し、計画に掲げる施策を推進してまいりました。

第4期大野町地域福祉計画では、これまでの基本理念を引き続き継承しつつ、『「助けあい」「支えあい」で育む 笑顔があふれる おおの』と定め、地域共生社会の実現を目指してまいります。

本計画の取り組みについては、地域住民の皆様、区・自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等をはじめとする関係機関が、協働して取り組むことが重要であるという考えに基づき、皆様とともに地域福祉の一層の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見・ご提言を賜りました大野町地域福祉推進委員会委員の皆様、地域福祉懇談会にご参加いただいた皆様、住民アンケートにご協力をいただいた皆様をはじめ、ご協力をいただいた関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

大野町長 宇佐美 晃三

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 9 |
| 4 計画の策定体制 | 9 |
| 5 協働による計画の推進 | 9 |
| 第2章 地域福祉を取り巻く現状 | 12 |
| 1 統計データ等からみる本町の現状 | 12 |
| 2 調査の概要 | 25 |
| 3 アンケート調査の主な結果 | 26 |
| 4 大野町の地域福祉を取り巻く課題 | 40 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 52 |
| 1 基本理念 | 52 |
| 2 重点目標 | 53 |
| 3 計画の体系 | 54 |
| 4 圏域の設定 | 55 |
| 第4章 施策・事業の展開 | 56 |
| 1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進 | 56 |
| 2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築 | 61 |
| 3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり | 67 |
| 4 数値目標 | 71 |
| 第5章 計画の推進 | 72 |
| 1 計画の推進体制と評価 | 72 |
| 資料編 | 73 |
| 1 大野町地域福祉推進委員会設置要綱 | 73 |
| 2 大野町地域福祉推進委員名簿 | 75 |
| 3 策定経過 | 76 |



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や、8050問題（高齢の親と無職の50代の子が同居することによる問題）、ダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う）などといった様々な課題が生じており、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

一方で、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、生活様式の多様化等により、人との関わり方が変容しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するなど、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

さらに共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。

加えて、令和元（2019）年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う「3密（密集・密接・密閉）」の回避など「新しい生活様式」が、人との関わり方などに大きな影響を与えており、様々な活動や人との関わりを、感染防止対策といかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

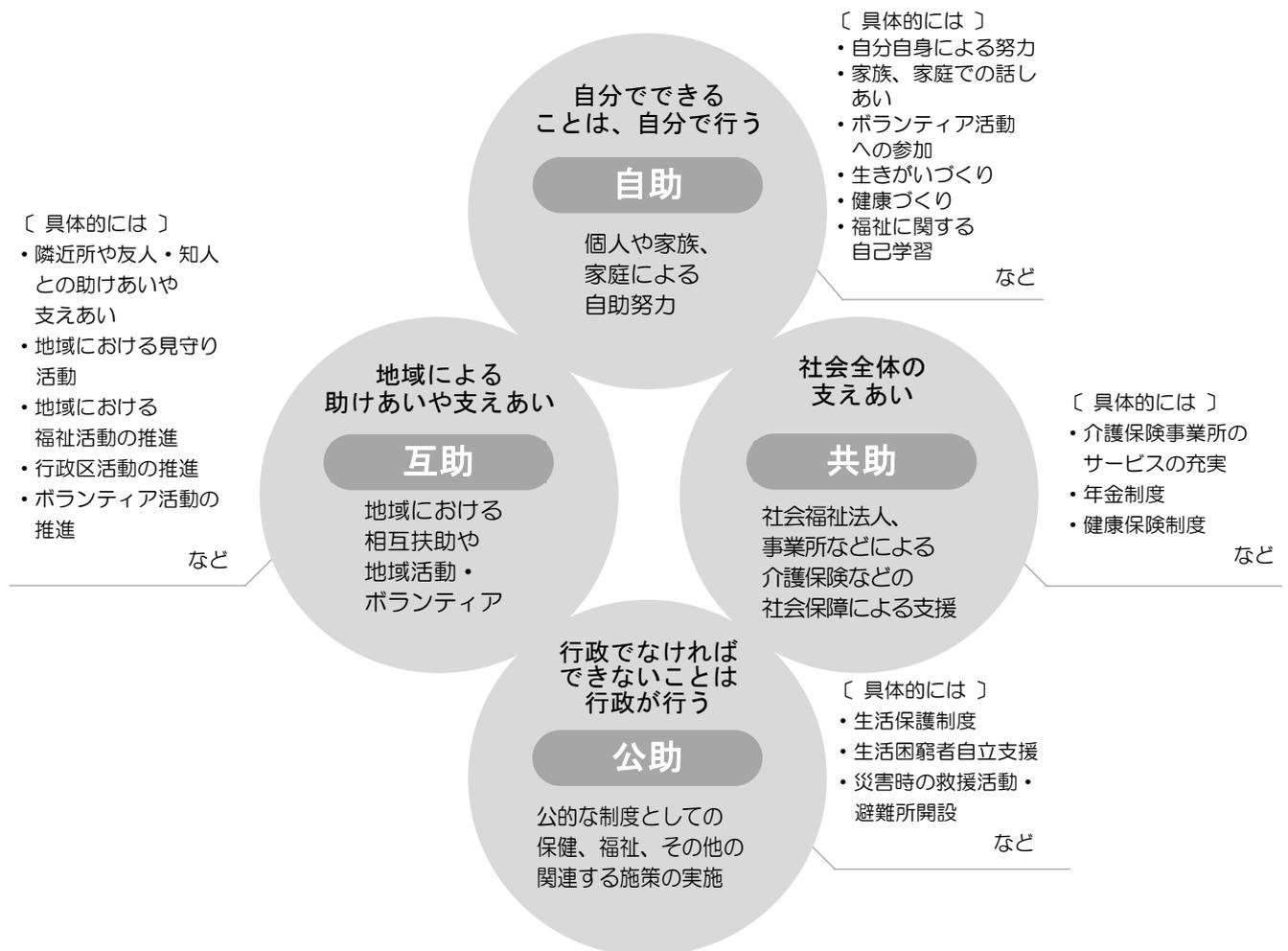
本町において、平成31（2019）年3月に、「第3期大野町地域福祉計画」を策定し、「助けあい」「支えあい」を広げることで、本町に暮らす誰もが笑顔があふれるまちづくりを目指してきました。

「第3期大野町地域福祉計画」は令和5（2023）年度末に計画期間が終了するため、少子高齢化の進行等といった社会経済環境の変化や、社会福祉法の改正等国や岐阜県の動向を踏まえ、令和6（2024）年度以降の町の地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、大野町の実情に応じた「第4期大野町地域福祉計画」を策定します。

<地域福祉とは>

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図っていくことが規定されています（法第4条第3項）。生活課題や地域課題の解決に向けて、自助、共助、互助、公助の考えに基づいて、地域や近隣の町民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組みをしていくことが必要とされています。



2 計画の位置づけ

(1) 関係法令による位置づけ

本計画は、社会福祉法の第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、本町が今後地域福祉を推進していくための理念や基本目標施策の方向性等を総合的に定めるもので、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

① 社会福祉法

令和 3 年 4 月の一部改正では、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項[※]
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※ 下線部は地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律令和 3 年 4 月 1 日施行部分

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。



(厚生労働省 地域共生社会ポータルサイトより)

【重層的支援体制整備事業の5つの事業の内容】

| 事業名 | 内容 |
|--------------------|--|
| 包括的相談支援事業 | ○ 介護、障がい、子育て、生活困窮等の各分野の相談支援機関が、相談者の属性や相談内容を問わず、相談を受け、抱える課題の支援を行います。 |
| 参加支援事業 | ○ 既存の社会資源や制度では対応できない方に対して、抱える課題を丁寧に把握し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。 |
| 地域づくり事業 | ○ 孤立を防ぎ、地域活動の活性化などを通じ、人と地域が繋がり多世代の交流や多様な活動の場を確保します。 |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | ○ 長期のひきこもりや、ヤングケアラーなど複雑化、複合化した問題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に、支援を継続的に届けます。 |
| 多機関協働事業 | ○ ひとつの支援関係機関だけでは対応が困難なケースについては、他の関係機関と連携し支援を行います。 |

②生活困窮者自立支援法

平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」第 4 条第 1 項により、町は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業等を行う責務を有することとされ、本計画はその責務を明確にするものです。

生活困窮者自立支援法（抜粋）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第 4 条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

③成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

同法第 14 条第 1 項で、市町村は、当該市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めるよう努めることとされており、本計画を上記の規定に定める成年後見制度利用促進基本計画として位置づけます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④再犯の防止等の推進に関する法律

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえてその地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。同法第 8 条第 1 項で、市町村は、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下、「地方再犯防止推進計画」という。）を定めることとされており、本計画を上記の規定に定める地方再犯防止推進計画として位置づけます。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

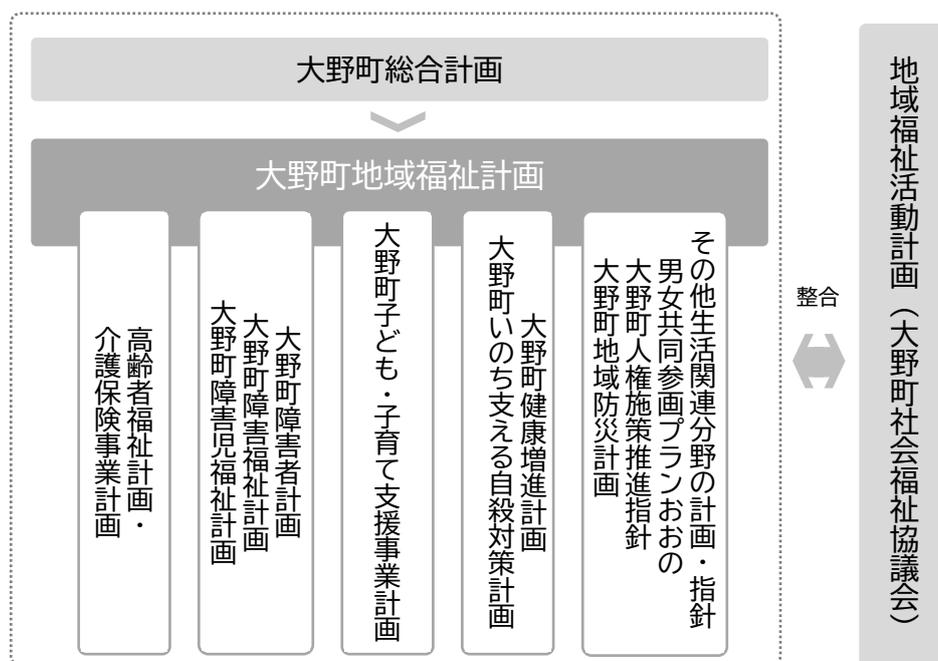
第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならない。

(2) 関連計画

「大野町総合計画」を上位計画とし、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「大野町障害者計画及び大野町障害福祉・障害児福祉計画」、「大野町健康増進計画」、「大野町子ども・子育て支援事業計画」「大野町人権施策推進指針」といった、福祉分野別の個別計画が策定されています。

本計画は、国及び岐阜県の施策等との整合を図りつつ、庁内の計画の理念・目標を尊重しながら、地域を視点に地域全体としての福祉のあり方を「自助・互助・共助・公助」の観点から、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、そこで暮らす人たちが主体となり、区・自治会や行政、民生委員・児童委員※、社会福祉協議会※、ボランティア団体等が助けあい、支えあうことのできる仕組みづくりを目指します。

[位置づけ図]



※民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉の推進に向け、常に住民の立場に立って相談・支援を行う特別職の非常勤地方公務員。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童健全育成の活動を行っている。また、「主任児童委員」として、児童に関わる相談・支援を専門に担当する委員もいる。

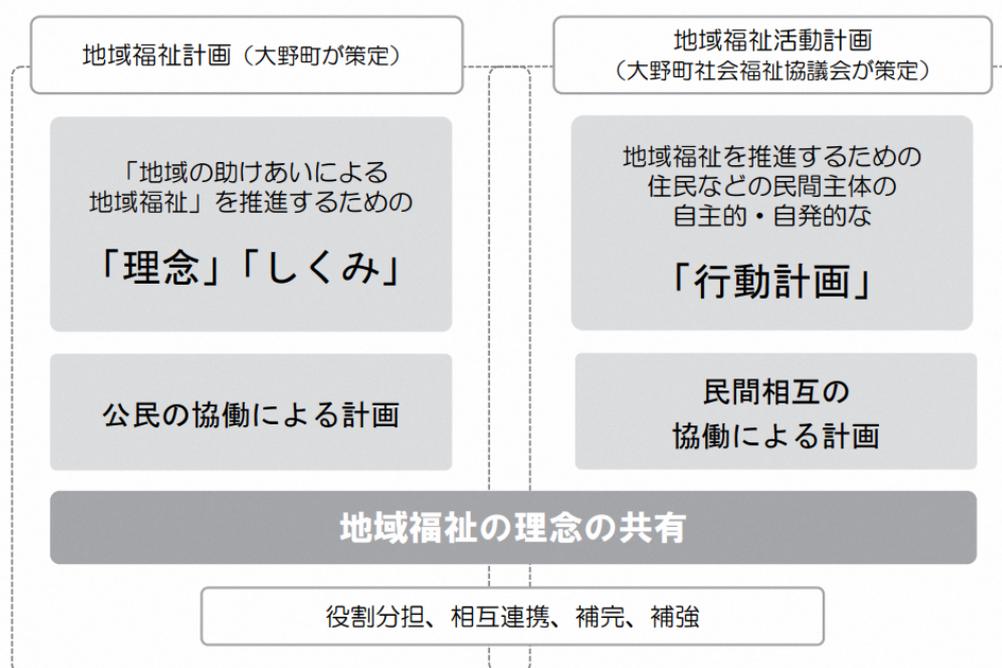
※社会福祉協議会：社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人であり、都道府県、市町村でそれぞれ組織されている。

(3) 地域福祉活動計画との位置づけ

「地域福祉計画」は、すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、地域での生活上の問題を解決し、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や行政の協働※により推進していく上での指針となる計画です。

また、大野町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられた社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業を営営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画は、地域福祉活動計画と同時期に見直し・策定するとともに、地域福祉の推進を連携し行うことから、基本理念、重点目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。



※協働：共通の目的のために、お互いに認め合いながら協力して働くこと。

(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は本町に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、地域福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、地域や関係団体などと連携し、地域共生社会の実現を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画で関連するSDGsの目標



- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 3 すべての人に健康と福祉を |
| 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を達成しよう |
| 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10年(2028)年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるように、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、住民アンケート調査や地域福祉懇談会等を実施するとともに、幅広い分野の関係者を委員とする「大野町地域福祉推進委員会」において審議を行います。

5 協働による計画の推進

計画の推進にあたっては、住民、区・自治会・町内会※、行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が、互いを尊重し役割を持って、連携・協力することにより取り組んでいきます。

(1) 住民の役割

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、住民一人ひとりができることを考え、積極的に行動すること、また人を大切に、お互いに認め合うことにより、つながりを作り、見守り、支えあいを実践することが必要です。

(2) 地域・団体等の役割

①地域の役割

区・自治会等は、地域福祉を推進するための基盤として、また住民が地域福祉に参画する場としての役割が期待されています。

今後も、地域における見守り、支えあいを進めていくとともに、地域の課題を解決するため、行政、関係機関・団体等との連携強化や人材の育成を進めていき、有効な地域福祉活動へつなげます。

※区・自治会・町内会：近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的な組織

②民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域での生活上のさまざまな相談に応じ、必要な支援を行うことや見守り活動、福祉サービスの情報提供を行う等、行政や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を果たします。

今後も、地域福祉を推進する第一人者として、行政、社会福祉協議会、地域、関係機関・団体等との情報交換を行い、地域の課題を共有し、早期発見・早期支援につなげます。

③ボランティア・NPO^{*}等の役割

複雑化多様化する悩み等を抱える人が増加している中で、親身に寄り添い課題に取り組む、ボランティア・NPO等への期待は高まっています。また、住民が地域福祉活動を始めるきっかけの場としても期待されています。

今後も、住民とともにさまざまな活動を展開し、行政、関係機関と連携することで活動内容の充実や地域の多様なニーズに対応する福祉サービスの提供を目指します。

④福祉関係事業者の役割

誰もが住み慣れた地域で自立した暮らしが送れるよう、より有効な福祉サービスの提供を進めるほか、人材の育成、支援することが期待されています。

今後も、多様化する福祉ニーズに対応するため、事業の充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域、関係団体、他の専門機関等と連携し、地域の課題を解決する役割を担います。

⑤社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体であり、地域の見守り支えあいネットワークの活動を通じた地域課題の抽出、また課題解決に向け、住民とともに地域、関係機関・団体等との連携を図り、地域福祉推進の体制を整備する役割が期待されています。

今後も、地域福祉を推進する車の両輪として町と連携し、地域福祉を実践する最前線で住民とともに活動することで、住民が抱える課題を地域全体の課題として捉えることができる地域福祉システムづくりを目指します。

※NPO：ボランティア活動や営利を目的としない福祉・環境・まちづくり・国際協力などの公共活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人をNPO法人という。

※ニーズ：必要、要求などと訳され、人間が生きていく上で基本的に必要となる条件を指す。福祉分野においては、支援者の生活全般の解決すべき課題のことをニーズという。つまり、それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になるという課題のこと。

(3) 町の役割

本計画は、本町が目指す地域福祉を推進するための指針となるものです。本町では、人口減少、少子高齢化の進行、高齢者世帯や単身世帯の増加といった社会的問題に対応するとともに、複雑化多様化する地域の課題解決、また制度の狭間にいる方への支援の充実を図っていかねばなりません。そのためには、これまで以上に関係部局が連携し、さまざまな視点から課題を捉え、地域や関係機関・団体等とのネットワークを強化し、より住民に近い行政となるよう地域福祉施策を推進します。



地域福祉を取り巻く現状

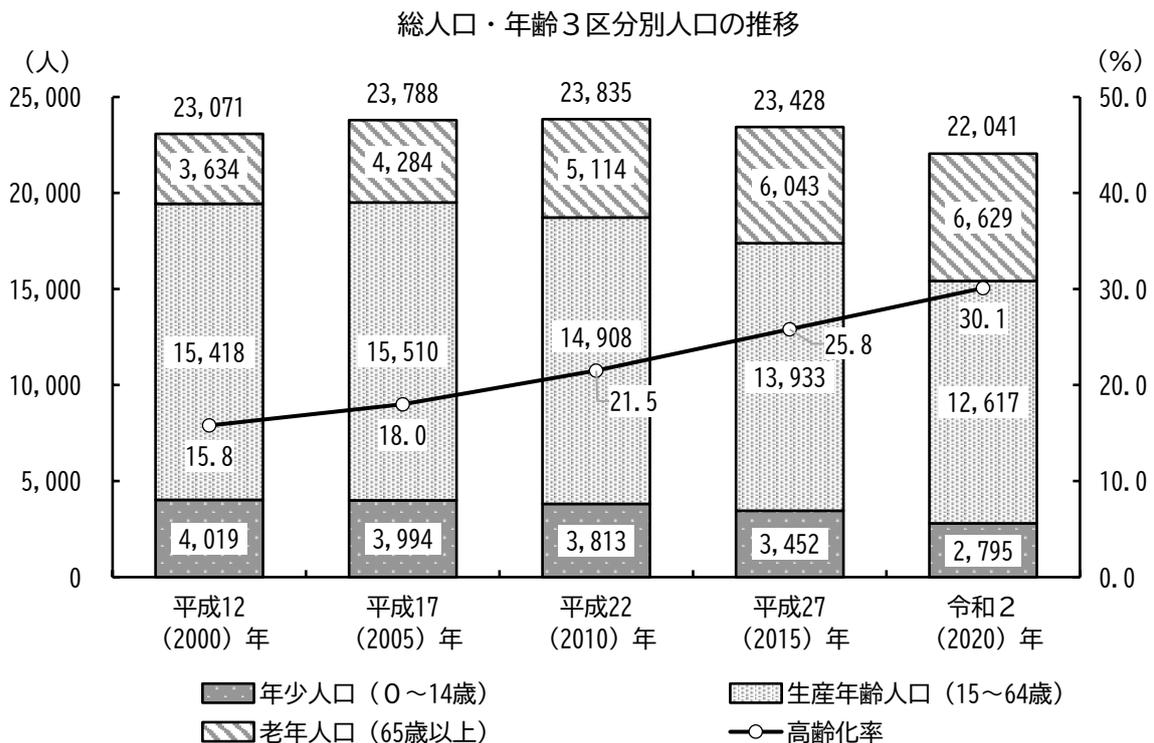
1 統計データ等からみる本町の現状

(1) 人口・世帯等の状況

① 総人口・年齢3区分別人口*の推移

総人口は、平成 22（2010）年まで微増傾向にありましたが、平成 27（2015）年に減少に転じ、令和 2（2020）年には 22,041 人となっています。

一方、老年人口（65 歳以上）は増加を続けており、令和 2（2020）年では 6,629 人となっています。



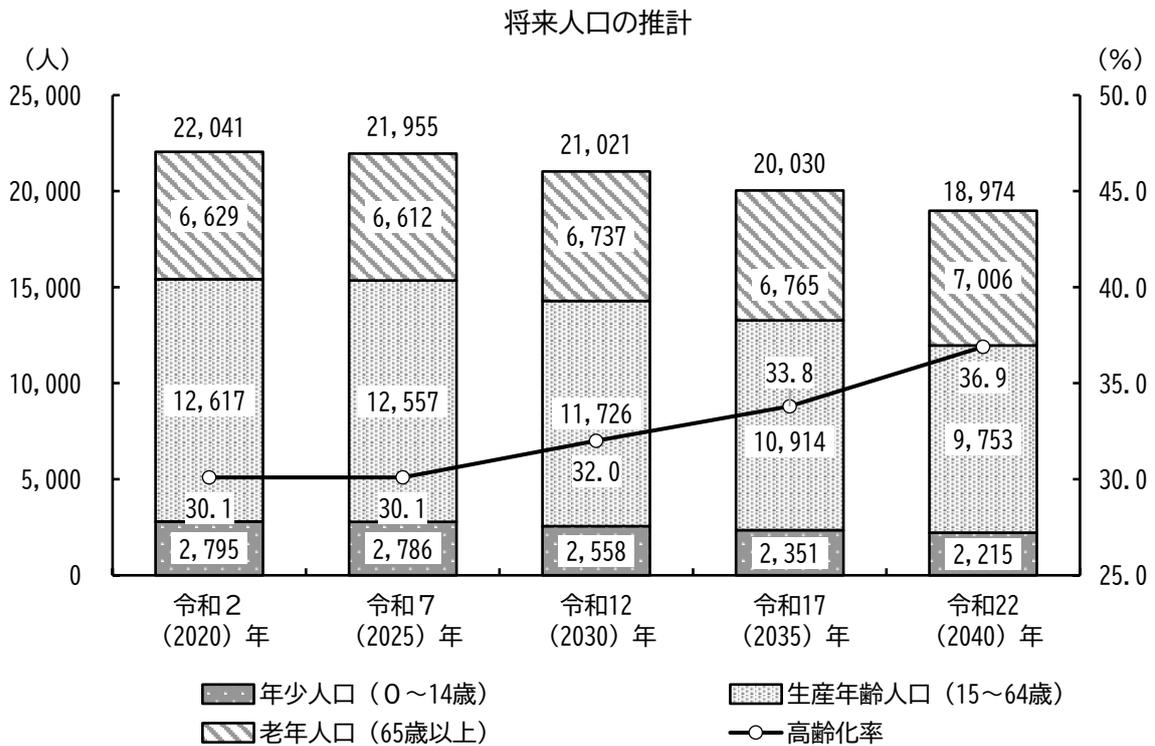
資料：国勢調査

*年齢3区分別人口：15 歳未満人口、15~64 歳人口、65 歳以上人口の3つの区分で分けた人口区分のことをいう。

② 将来人口の推計

将来人口は、今後減少していくことが予想され、令和 22（2040）年には 18,974 人と、令和 2（2020）年と比較し、3,067 人減少する見通しとなっています。

一方で、老年人口は増加していくことが予想され、令和 22（2040）年には老年人口が 7,006 人となり、高齢化率※は 36.9%になる見通しとなっています。

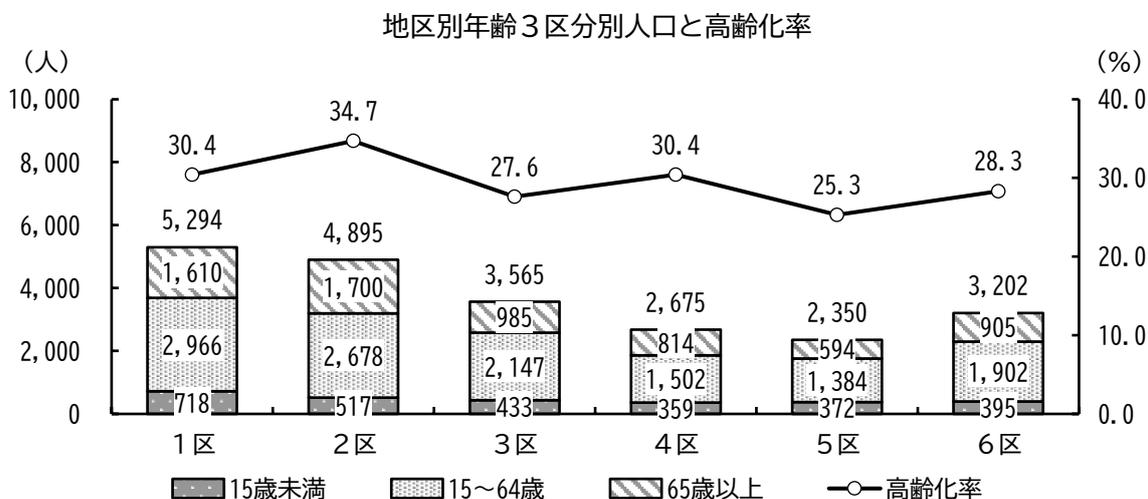


資料：国立社会保障・人口問題研究所

※高齢化率：65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が 7%~14%の社会を高齡化社会、14%~21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

③ 地区別年齢3区分別人口と高齢化率

地区別人口は、令和2（2020）年度で、1区が最も多く、5,294人となっています。また、高齢化率は2区が最も高く34.7%となっています。

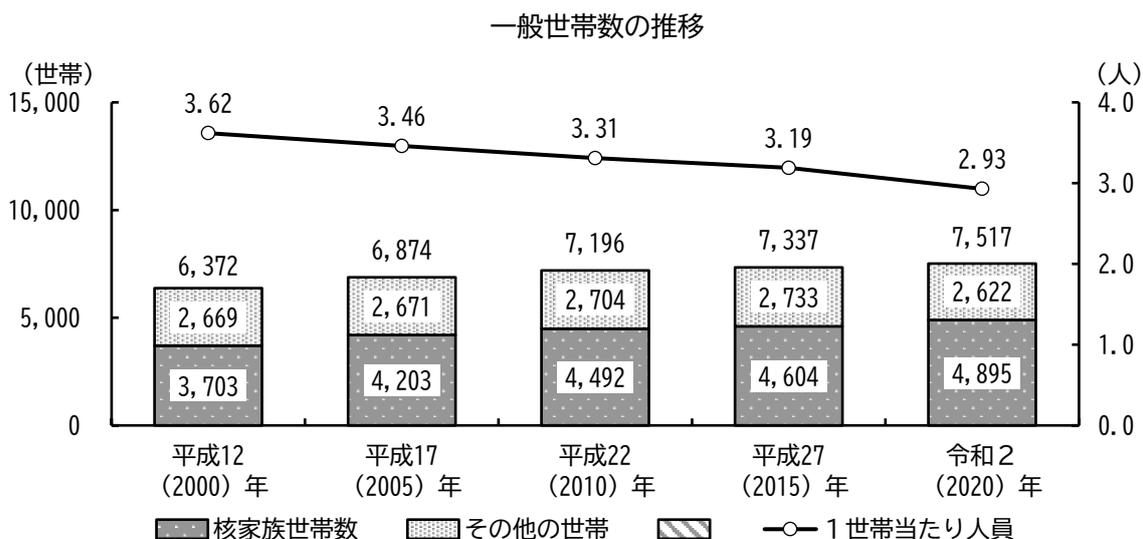


資料：国勢調査（令和2（2020）年度）

④ 一般世帯数の推移

一般世帯数は、年々増加しており、令和2（2020）年では7,517世帯となっています。世帯別で見ると、核家族世帯は年々増加しており、令和2（2020）年では4,895世帯となっています。

一方で、1世帯あたり人員は年々減少しており、令和2（2020）年では2.93人となっています。

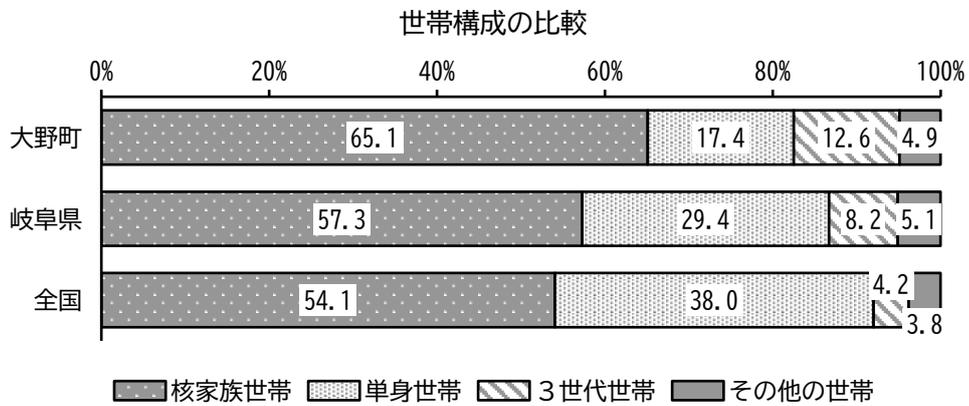


資料：国勢調査

※核家族世帯：世帯構造の分類のひとつであり、1. 夫婦のみの世帯（世帯主とその配偶者のみで構成する世帯）、2. 夫婦と未婚の子のみの世帯（夫婦と未婚の子のみで構成する世帯）、3. ひとり親と未婚の子のみの世帯（父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯）の3つをいう。

⑤ 世帯構成の比較

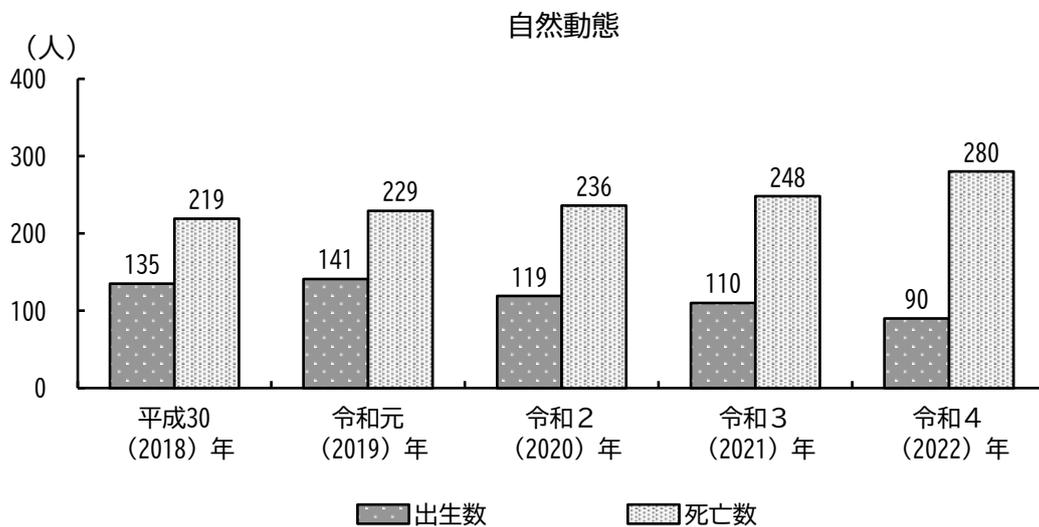
世帯構成は、核家族世帯、3世代世帯は県・全国よりも高くなっています。また、単身世帯は県・全国よりも低くなっています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年度）

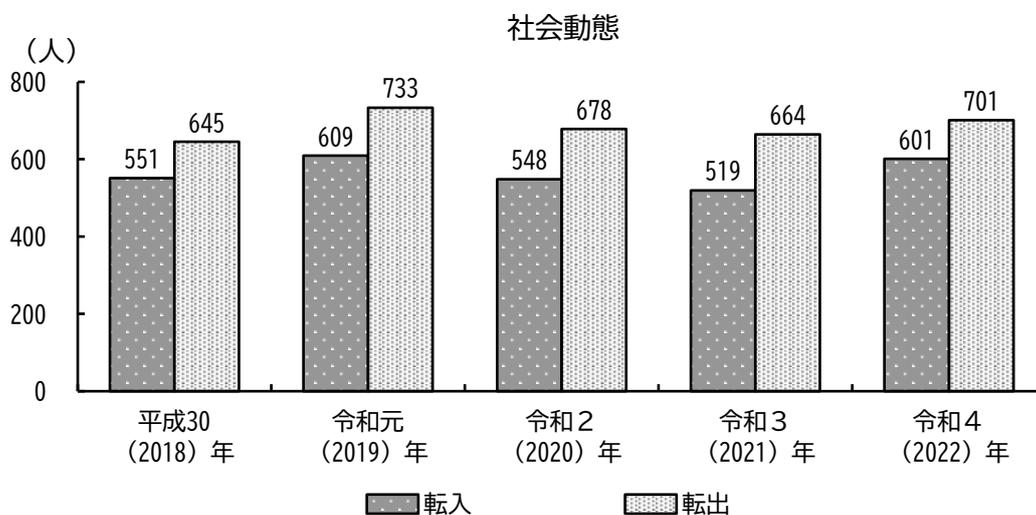
⑥ 自然動態、社会動態

自然動態は、死亡数が出生数を上回る状態が続いています。出生数と死亡数の差は、令和2（2020）年以降、100人を超えており、出生数と死亡数の差が大きくなっています。



資料：岐阜県人口動態統計調査

社会動態は、転出が転入を上回る状態が続いています。転入、転出の差は、令和元(2019)年以降、転入よりも転出が100人以上多くなっています。

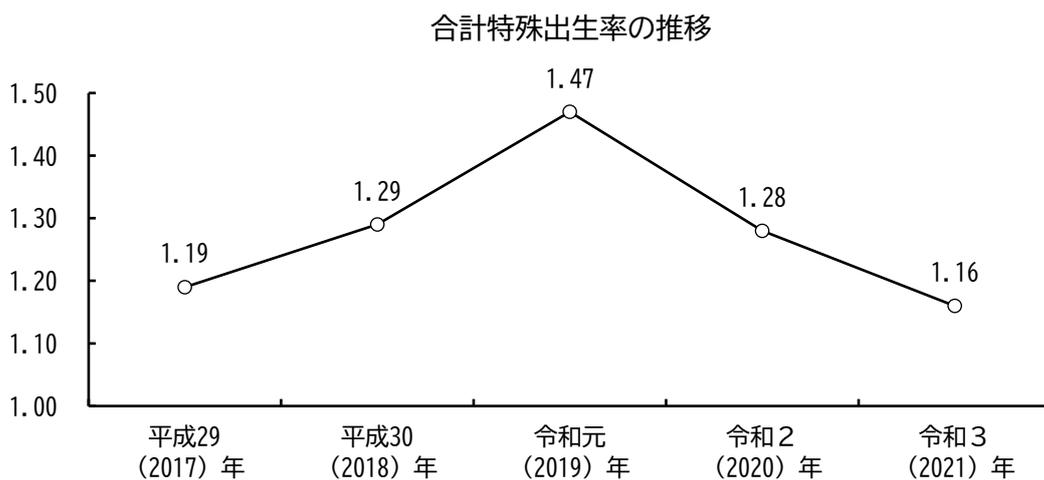


資料：岐阜県人口動態統計調査

(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率^{*}の推移

合計特殊出生率は、平成29(2017)年以降増加傾向にありましたが、令和元(2019)年をピークに減少傾向へと転じ、令和3(2021)年には1.16となっています。

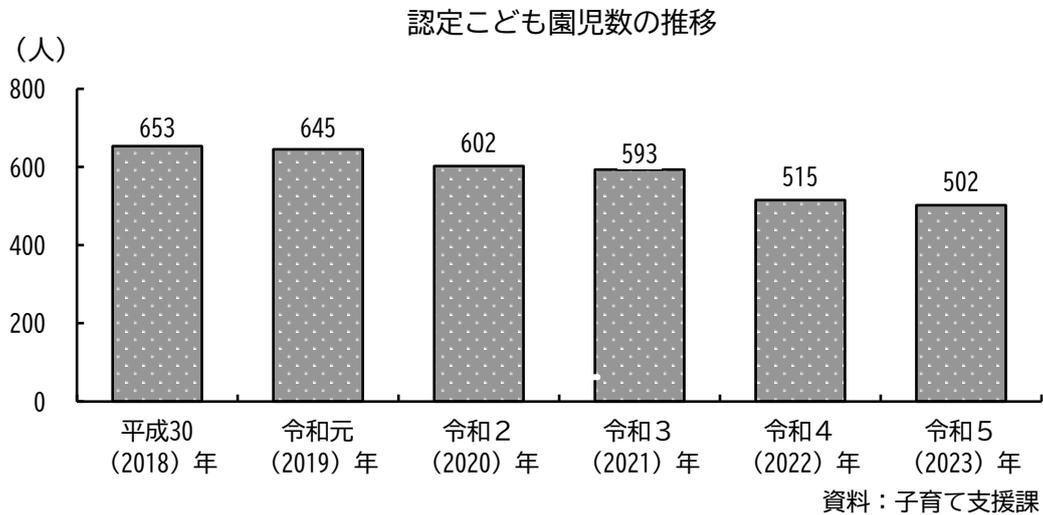


資料：岐阜県統計情報

^{*}合計特殊出生率：15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした場合のこどもの数を計算したものの。

② 認定こども園児数の推移

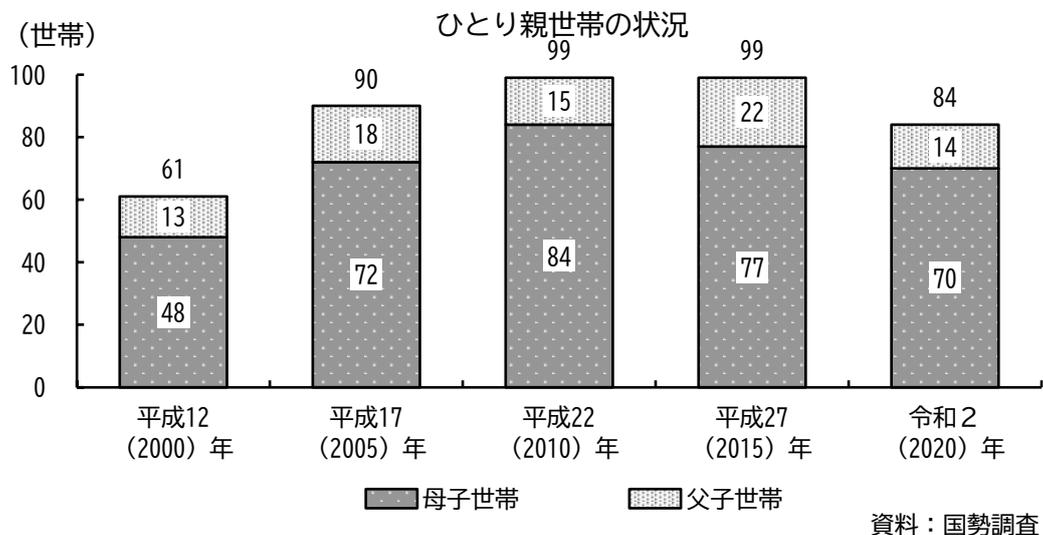
認定こども園児数は、年々減少し、令和5（2023）年度には502人となっています。なお、本町の幼稚園は幼稚園型認定こども園となっています。



③ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、平成22（2010）年まで増加していましたが、令和2（2020）年に減少し、84世帯となっています。

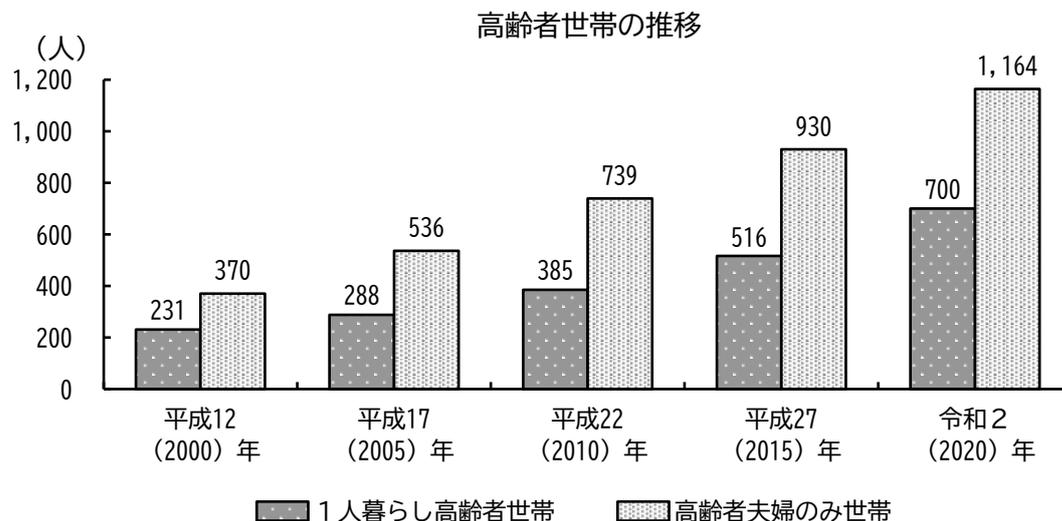
世帯別で見ると、母子世帯は平成22（2010）年まで増加していましたが、平成27（2015）年以降は減少し、令和2（2020）年には70世帯となっています。父子世帯は平成27（2015）年まで増加していたものの、令和2（2020）年には減少しています。



(3) 高齢者の状況

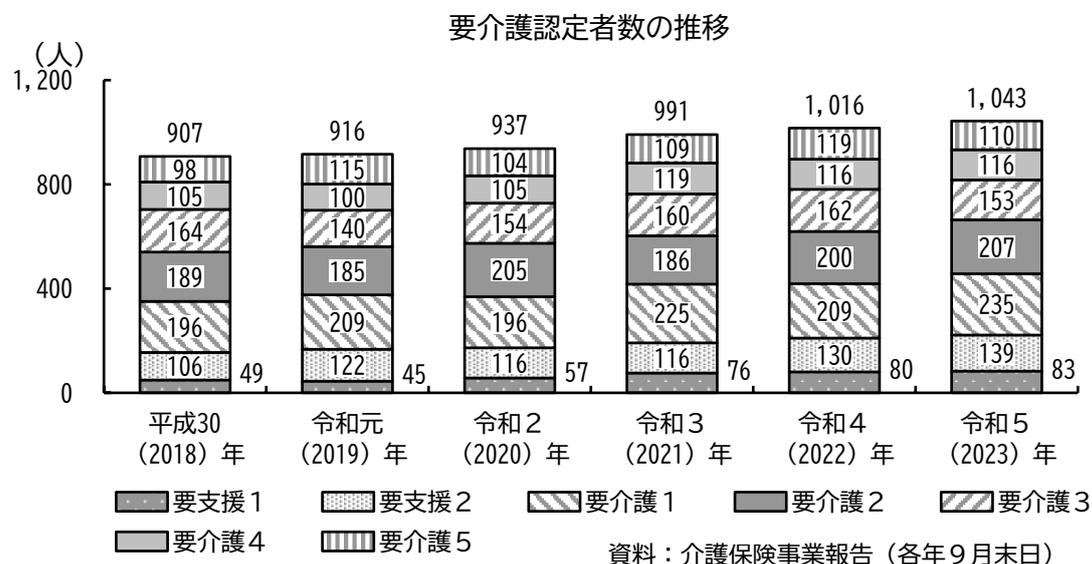
① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯は、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加傾向にあり、令和2（2020）年にはそれぞれ700世帯、1,164世帯となっています。



② 要介護認定者数の推移

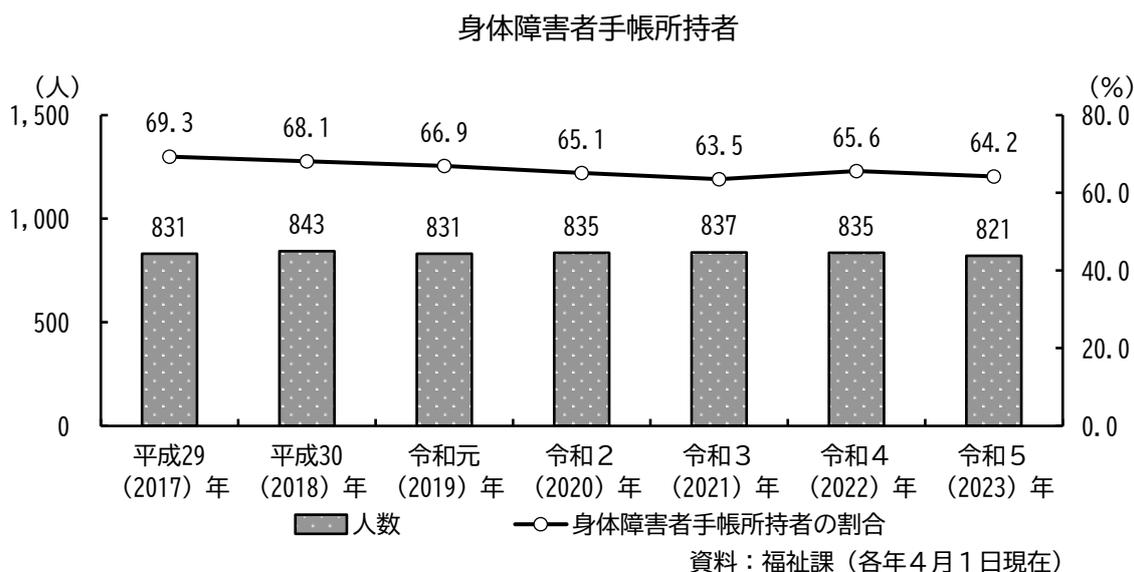
要介護認定者数は、平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけて増加し続けており、令和5（2023）年には1,043人となっています。令和5年（2023）の認定者数を要介護度別にみると、最も平成30（2018）年よりも増加しているのは要介護1で、平成30（2018）年に196人、令和5（2023）年に235人と、1.20倍になっています。



(4) 障がい者の状況

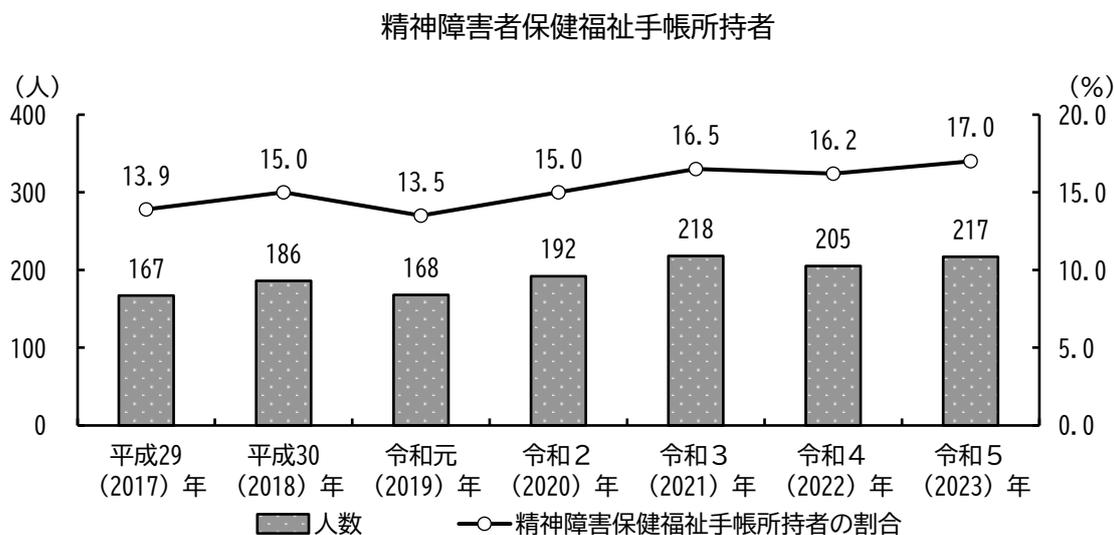
① 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者は、830人前後で推移しており、令和5（2023）年には821人となっています。令和5（2023）年は、障害者手帳所持者数のうち、身体障害者手帳所持者が占める割合は64.2%となっており、身体障害者手帳所持者の割合は、平成29（2017）年から概ね減少傾向で推移しています。



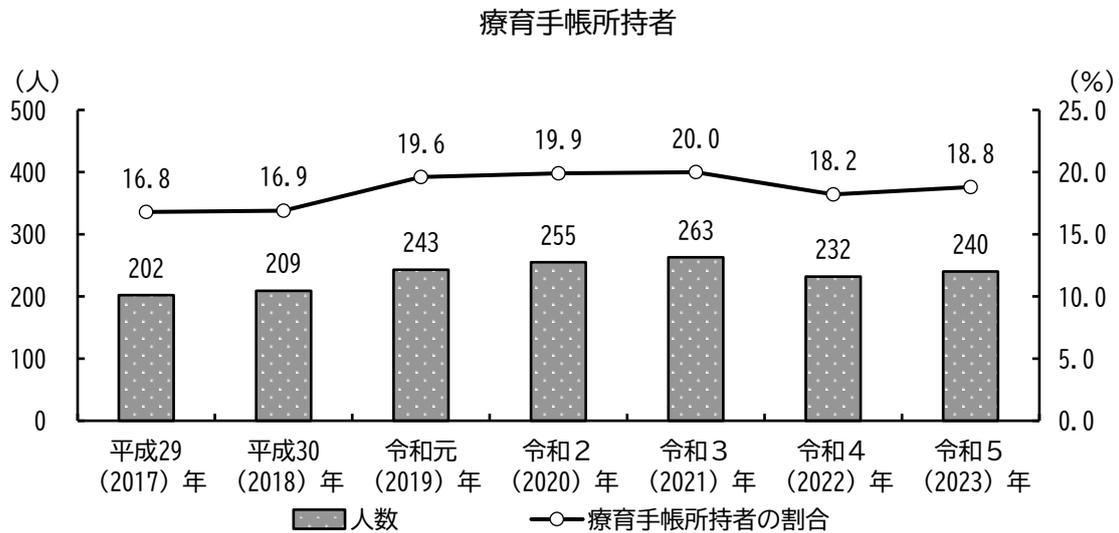
② 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和3（2021）年まで増加傾向にあったものの、以降は200人台で推移し、令和5（2023）年には217人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は増加傾向にあり、令和5（2023）年には17.0%となっています。



③ 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、令和3（2021）年までは増加傾向にあったものの、令和4（2022）年には減少し、令和5（2023）年では240人となっています。療育手帳所持者の割合は、令和5（2023）年では18.8%となっています。

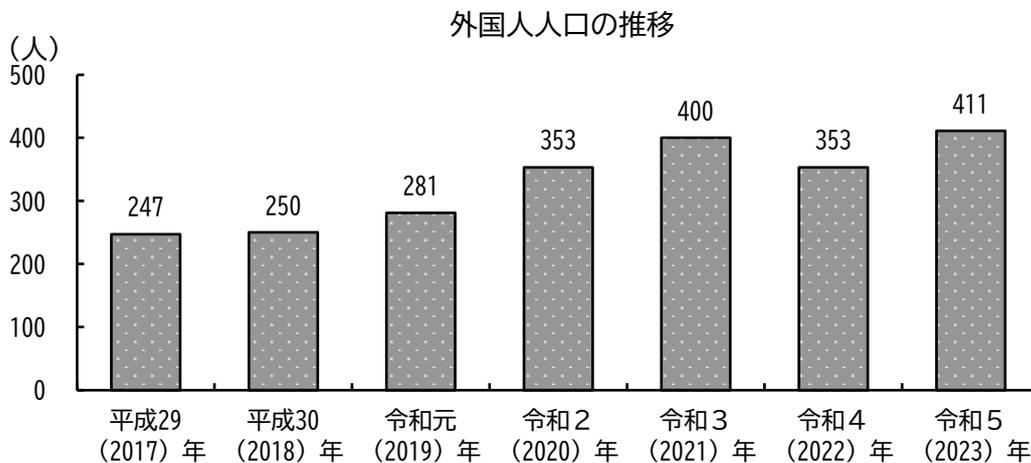


資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 外国人の状況

① 外国人人口の推移

外国人人口は、増減はあるものの概ね増加傾向にあり、令和5（2023）年には411人となっています。



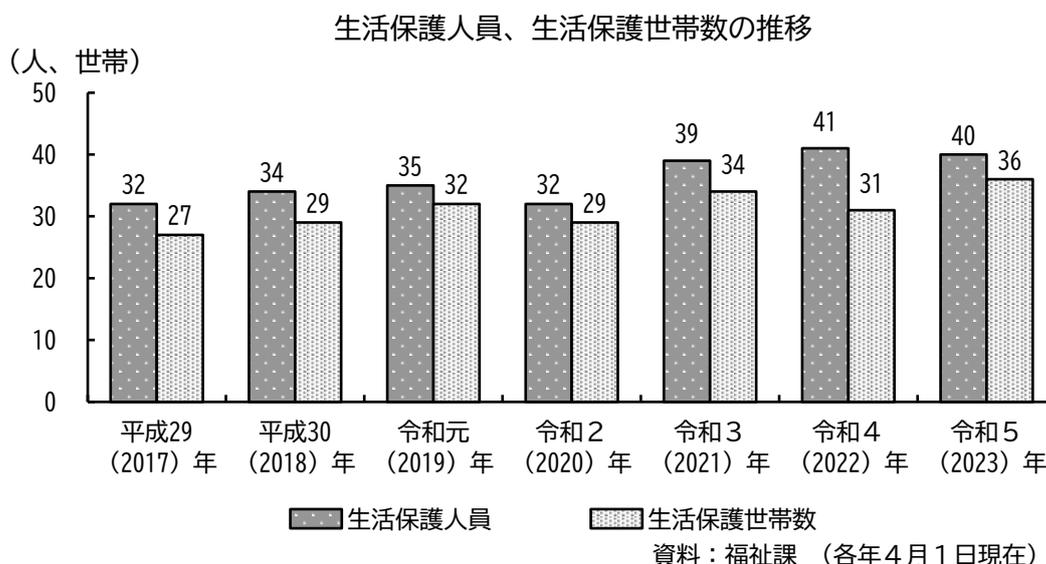
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 生活困窮者※等の状況

① 生活保護人員、生活保護世帯数の推移

生活保護人員は、30人前後で推移し、令和5（2023）年には40人となっています。

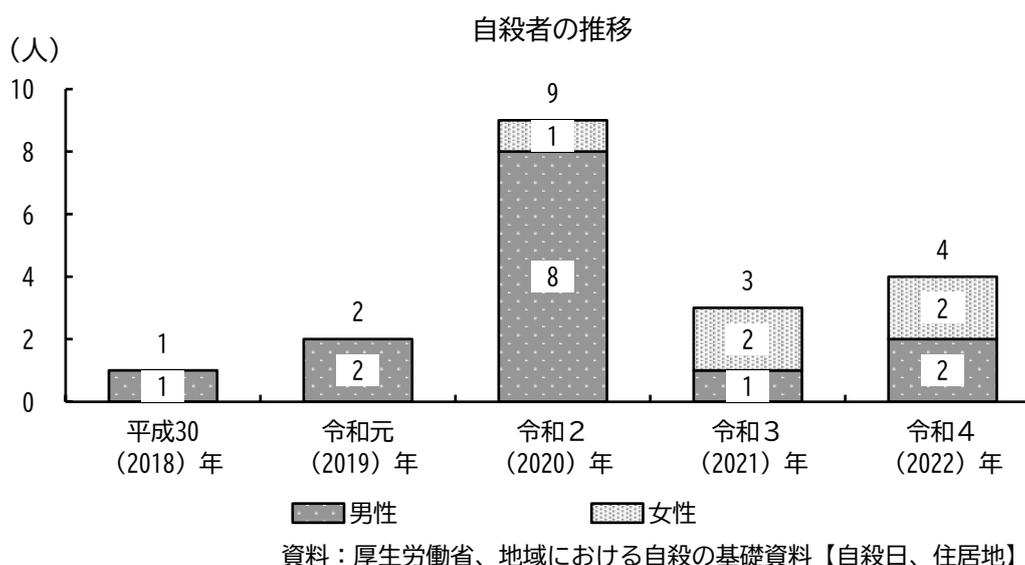
生活保護世帯数は、ゆるやかな増加傾向にあり、令和5（2023）年には36世帯となっています。



② 自殺者の推移

自殺者数は、令和2（2020）年には男女あわせて9人と増加したものの、その後は減少し、令和4（2022）年には4人となっています。

男女別でみると、令和2（2020）年は男性が女性の自殺者数を大きく上回ったものの、令和4（2022）年は同数となっています。



※生活困窮者：生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」

(7) 地域活動団体等の状況

① 自治会・町内会加入率の推移

自治会・町内会加入率は、減少傾向にあり、令和5（2023）年には91.5%と、1割弱の世帯が未加入となっています。

自治会・町内会加入率の推移

単位：%

| 項目 | 平成29 (2017)年 | 平成30 (2018)年 | 令和元 (2019)年 | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 自治会・町内会 加入率の推移 | 99.6 | 99.7 | 99.9 | 92.9 | 91.9 | 92.5 | 91.5 |

資料：総務課（各年4月1日現在）

② 自主防災組織[※]数の推移

自主防災組織数は、令和2（2020）年以降49団体となっています。

自主防災組織数の推移

単位：団体

| 項目 | 平成29 (2017)年 | 平成30 (2018)年 | 令和元 (2019)年 | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 |
|----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 自主防災組織数 の推移 | 47 | 47 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |

資料：総務課（各年4月1日現在）

③ ボランティア登録団体数

ボランティア登録団体数は、減少傾向にあり、平成29（2017）年以降13団体となっています。

ボランティア登録団体数（社会福祉協議会登録数）

単位：団体

| 項目 | 平成29 (2017)年 | 平成30 (2018)年 | 令和元 (2019)年 | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 |
|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ボランティア 登録団体数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

※自主防災組織：災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織

④ NPO法人登録団体数の推移

NPO法人登録団体数は、令和2（2020）年に1団体増加し、7団体となっています。

NPO法人登録団体数の推移

単位：団体

| 項目 | 平成29 (2017)年 | 平成30 (2018)年 | 令和元 (2019)年 | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| NPO法人登録 団体数の推移 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

資料：岐阜県（各年4月1日現在）

⑤ サロン※の配置・参加状況

サロンの配置数は、令和4（2022）年には2団体増加し、21団体となっています。

参加人数は、令和元（2019）年以降減少したものの、令和2（2020）年からは増加傾向にあり、令和4（2022）年には3,307人となっています。（令和2（2020）年～令和4（2022）年は新型コロナウイルスの影響で参加人数等減少）

サロン・まち café・認知症カフェの配置・参加状況

単位：団体

| 項目 | | 平成29 (2017)年 | 平成30 (2018)年 | 令和元 (2019)年 | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 |
|--------------------------|------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| サロンの配置・ 参加状況 | 配置数 | 19 | 19 | 19 | 20 | 19 | 21 |
| | 参加人数 | 5,381 | 5,766 | 3,444 | 1,740 | 2,511 | 3,307 |
| まち café の 配置・参加 状況 | 配置数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | 参加人数 | 1,251 | 1,717 | 2,085 | 18 | 112 | 492 |
| 認知症カフェ の配置・参加 状況 | 配置数 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 参加人数 | 232 | 586 | 555 | 0 | 0 | 64 |

資料：社会福祉協議会（年間延べ人数）
福祉課（年間延べ人数）

※サロン：高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないように、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などの場づくりを図る活動

(8) 相談支援機関の状況

地域包括支援センター※の設置数は、平成 29 (2017) 年以降、1 箇所となっています。

障害者基幹相談支援センターは、平成 30 (2018) 年に 1 箇所増加し、2 箇所となっています。

子育て支援センターは、令和元 (2019) 年に 1 箇所増加し、令和 5 (2023) 年では 4 箇所となっています。

相談支援機関の状況

単位：団体

| 項目 | 平成29 (2017) 年 | 平成 30 (2018) 年 | 令和元 (2019) 年 | 令和 2 (2020) 年 | 令和 3 (2021) 年 | 令和 4 (2022) 年 | 令和 5 (2023) 年 |
|--------------------|------------------|-------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 地域包括支援センターの設置状況 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 障害者基幹相談支援センターの設置状況 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 子育て支援センターの設置状況 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

資料：福祉課・子育て支援課（各年4月1日現在）

平成 30 (2018) 年 7 月 11 日に子育て支援施設が、10 月 1 日に子育て世代包括支援センターが設置されていますが上記には含まれていません。

(9) 初犯者・再犯者別検挙人員の状況

検挙人員数は、増加傾向にあり、平成 29 (2017) 年の 40 人から、令和 3 (2021) 年では 60 人となっています。

そのうち、再犯者は横ばい傾向となっていますが、令和 3 (2021) 年では 15 人と、全体の 25%を占めています。

初犯者・再犯者別検挙人員の状況

単位：人

| 項目 | 平成29 (2017) 年 | 平成 30 (2018) 年 | 令和元 (2019) 年 | 令和 2 (2020) 年 | 令和 3 (2021) 年 |
|-----|------------------|-------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 初犯者 | 27 | 31 | 32 | 37 | 45 |
| 再犯者 | 13 | 18 | 13 | 17 | 15 |
| 総数 | 40 | 49 | 45 | 54 | 60 |

資料：揖斐警察署

※地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護、保健、医療、福祉などのサービスを元気な時から要介護状態となった時まで、継続して利用する支援を行う機関

2 調査の概要

(1) 調査の目的

日常生活の現状、福祉サービスや地域づくりに関するご意見などをお聞きし、今後の福祉事業に活かすとともに新たな計画の策定に向けた基礎資料として、調査を実施するものです。

(2) 調査対象

本町在住の18歳以上の方の中から無作為に1,000人を抽出

(3) 調査期間

令和5年7月31日～令和5年8月18日

(4) 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

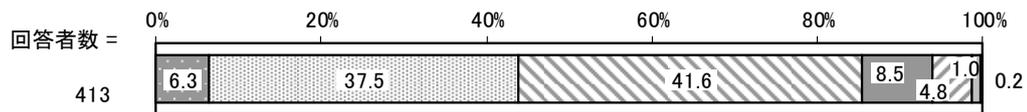
(5) 回収状況

| 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------|-------|-------|
| 1,000通 | 413通 | 41.3% |

3 アンケート調査の主な結果

○ふだんの近所の方のとのおつきあいの程度について

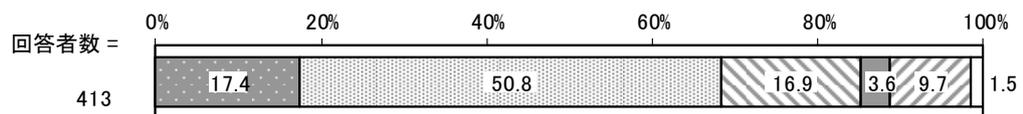
「世間話や立ち話をする程度」の割合が41.6%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」の割合が37.5%となっています。



- ほとんどつきあっていない
- 会えばあいさつをかわす程度
- 世間話や立ち話をする程度
- 一緒にお茶を飲んだり、留守をする時に声をかける
- 困っている時(病気、事故、悩みなど)に相談したり、助け合ったりする
- その他
- 無回答

○住まいの地区に困っている場合に助け合う気風があるかについて

「部分的にはあると思う」の割合が50.8%と最も高く、次いで「全体的にあると思う」の割合が17.4%、「あまりないと思う」の割合が16.9%となっています。



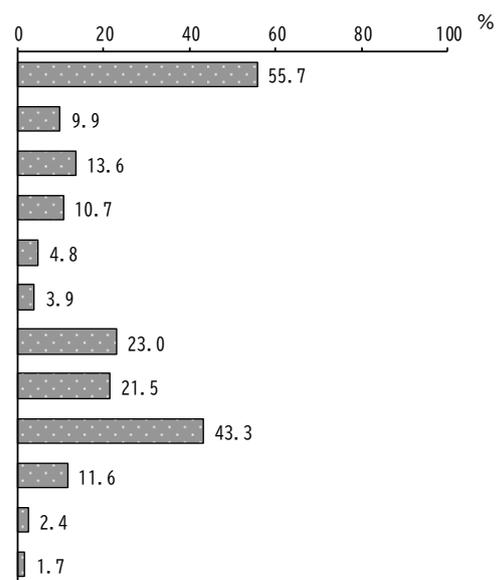
- 全体的にあると思う
- 部分的にはあると思う
- あまりないと思う
- まったくないと思う
- わからない
- 無回答

○日常生活が不自由になった時に近所でしてほしいことについて

「見守りや安否確認の声かけ」の割合が55.7%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が43.3%、「話し相手や相談相手」の割合が23.0%となっています。

回答者数 = 413

- 見守りや安否確認の声かけ
- 食事づくりや掃除、洗濯、買物
- ごみ出しや電球の交換などのちょっとした力仕事
- 通院、買物などの外出の付き添い
- 健康を回復するために必要な体操・運動を行える場の提供
- 子どもの預かり
- 話し相手や相談相手
- 具合がよくない時の、病院や役場への連絡
- 災害時の手助け
- よくわからない
- その他
- 無回答



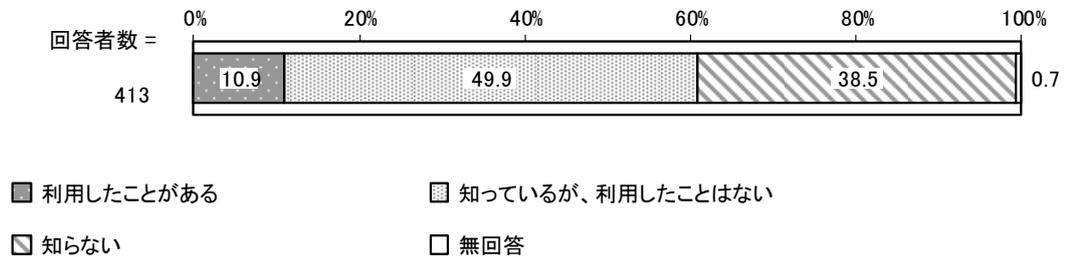
家族構成別にみると、ひとり暮らし（自分のみ）、夫婦ふたり暮らしで「話し相手や相談相手」の割合が高くなっています。

単位：%

| 区分 | 回答者数(件) | 見守りや安否確認の声かけ | 食事づくりや掃除、洗濯、買物 | ごみ出しや電球の交換などのちょっとした力仕事 | 通院、買物などの外出の付き添い | 健康を回復するために必要な体操・運動を行える場の提供 | 子どもの預かり | 話し相手や相談相手 | 具合がよくない時の、病院や役場への連絡 | 災害時の手助け | よくわからない | その他 | 無回答 |
|----------------|---------|--------------|----------------|------------------------|-----------------|----------------------------|---------|-----------|---------------------|---------|---------|-----|-----|
| ひとり暮らし（自分のみ） | 24 | 54.2 | 8.3 | 20.8 | 4.2 | - | - | 29.2 | 29.2 | 33.3 | 12.5 | 4.2 | - |
| 夫婦ふたり暮らし | 109 | 56.9 | 8.3 | 17.4 | 10.1 | 5.5 | - | 31.2 | 24.8 | 42.2 | 8.3 | 3.7 | 1.8 |
| 親と子の二世帯世帯 | 181 | 57.5 | 12.2 | 11.0 | 11.6 | 6.6 | 6.1 | 22.7 | 20.4 | 45.9 | 9.9 | 1.1 | 1.1 |
| 親と子と孫の三世帯世帯 | 72 | 54.2 | 8.3 | 13.9 | 9.7 | 2.8 | 6.9 | 13.9 | 19.4 | 48.6 | 15.3 | 2.8 | 1.4 |
| 親と子と孫とひ孫の四世代世帯 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | 100.0 | - | - | - |
| その他の世帯 | 23 | 47.8 | 8.7 | 8.7 | 17.4 | - | - | 13.0 | 13.0 | 21.7 | 30.4 | 4.3 | 4.3 |

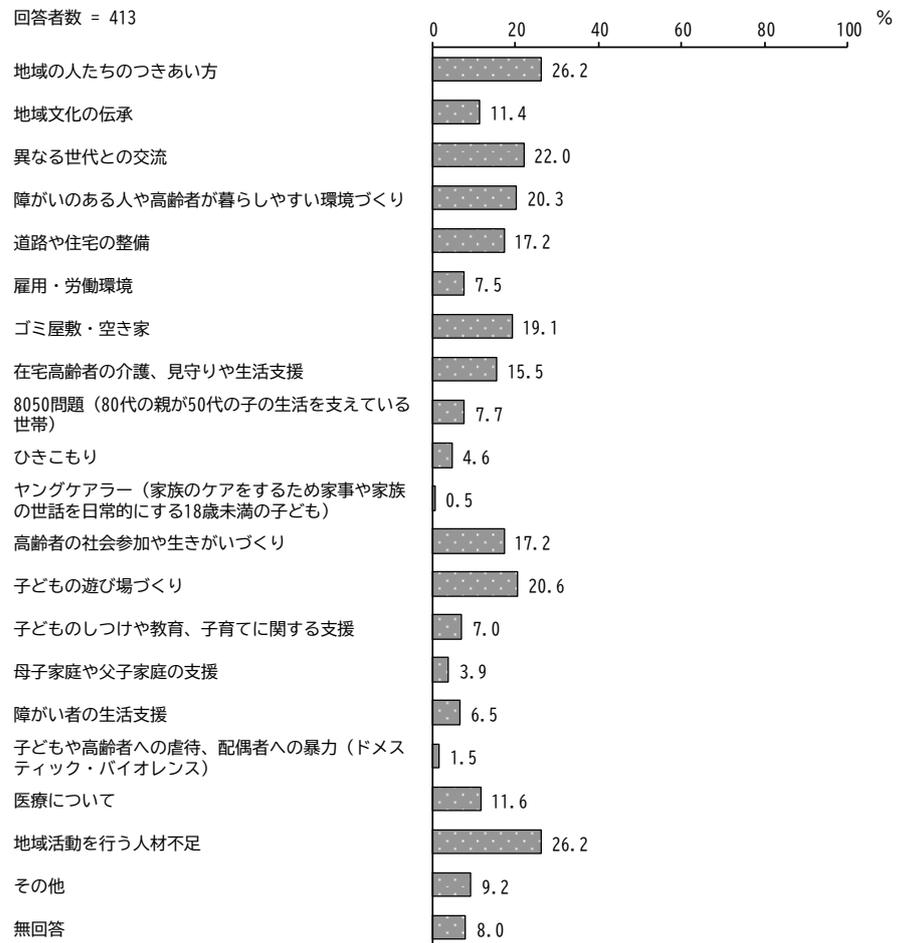
○まちcaféやサロンの認知度について

「知っているが、利用したことはない」の割合が49.9%と最も高く、次いで「知らない」の割合が38.5%、「利用したことがある」の割合が10.9%となっています。



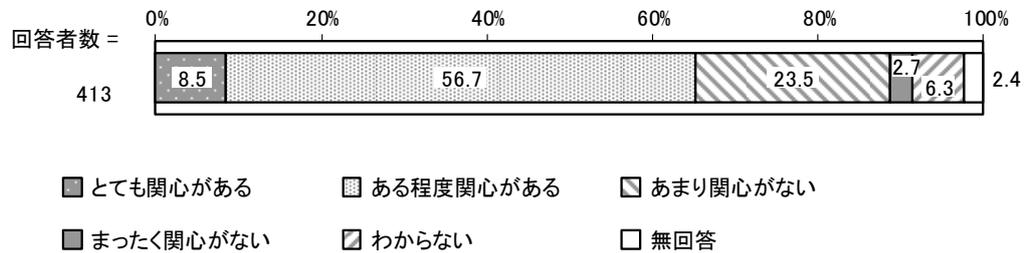
○住んでいる地区の課題や問題について

「地域の人たちのつきあい方」、「地域活動を行う人材不足」の割合が26.2%と最も高く、次いで「異なる世代との交流」の割合が22.0%となっています。



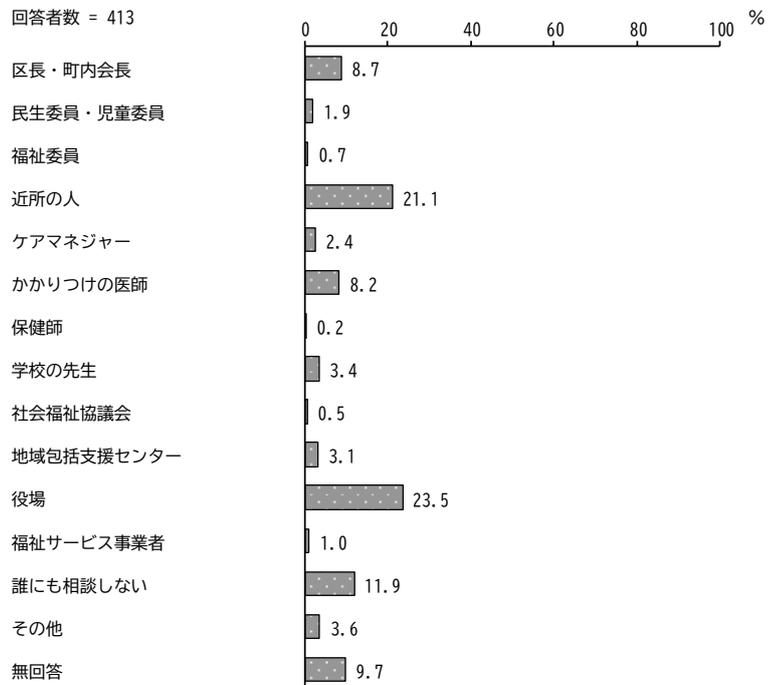
○福祉への関心度について

「ある程度関心がある」の割合が56.7%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が23.5%となっています。



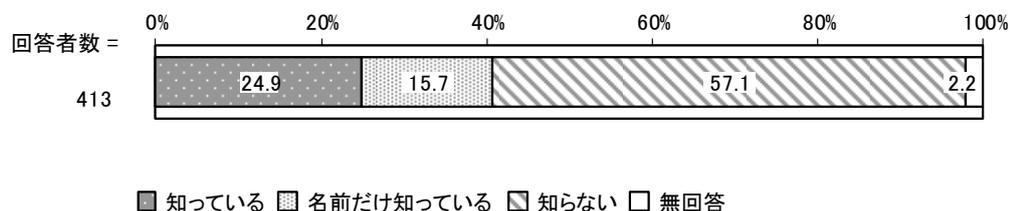
○困ったことがある時、家族、友人以外の相談相手について

「役場」の割合が23.5%と最も高く、次いで「近所の人」の割合が21.1%、「誰にも相談しない」の割合が11.9%となっています。



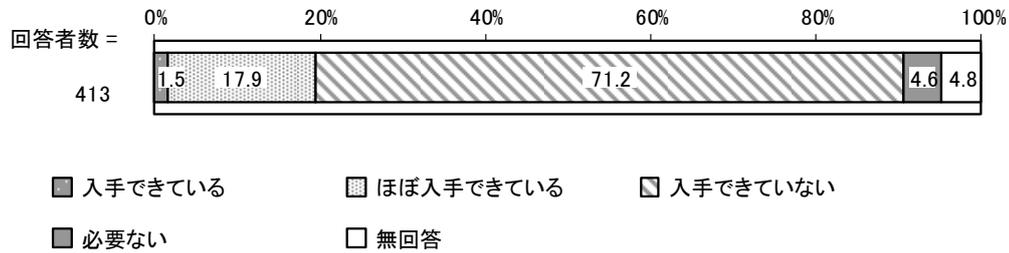
○住まいの地域の民生委員・児童委員の認知度について

「知らない」の割合が57.1%と最も高く、次いで「知っている」の割合が24.9%、「名前だけ知っている」の割合が15.7%となっています。



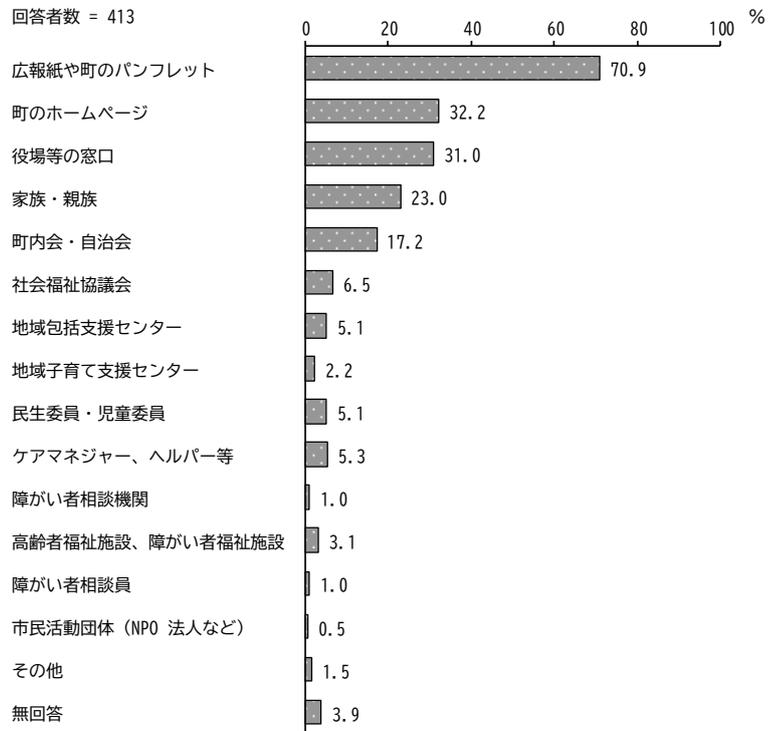
○町の子ども、高齢者、障がいのある方などの福祉に関する情報の状況について

「入手できていない」の割合が71.2%と最も高く、次いで「ほぼ入手できている」の割合が17.9%となっています。



○町の福祉に関する情報を入手する時、どこからが入手しやすいかについて

「広報紙や町のパンフレット」の割合が70.9%と最も高く、次いで「町のホームページ」の割合が32.2%、「役場等の窓口」の割合が31.0%となっています。



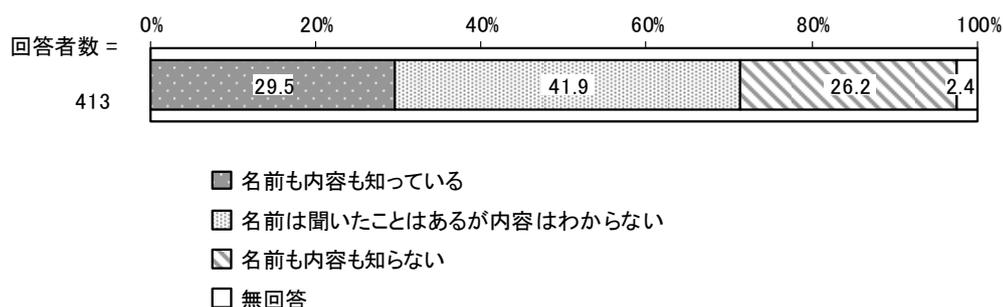
年齢別にみると、40～49歳、50～59歳で「町のホームページ」の割合が、70～74歳で「家族・親族」の割合が高くなっています。

単位：％

| 区分 | 回答者数(件) | 広報紙や町のパンフレット | 町のホームページ | 役場等の窓口 | 家族・親族 | 町内会・自治会 | 社会福祉協議会 | 地域包括支援センター | 地域子育て支援センター | 民生委員・児童委員 | ケアマネジャー、ヘルパー等 | 障がい者相談機関 | 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設 | 障がい者相談員 | 市民活動団体※(NPO法人など) | その他 | 無回答 |
|--------|---------|--------------|----------|--------|-------|---------|---------|------------|-------------|-----------|---------------|----------|------------------|---------|------------------|-----|------|
| 18～29歳 | 21 | 57.1 | 38.1 | 19.0 | 28.6 | — | — | — | — | — | 4.8 | — | — | — | — | 9.5 | 14.3 |
| 30～39歳 | 23 | 73.9 | 43.5 | 26.1 | 26.1 | 17.4 | — | — | 4.3 | — | — | — | — | — | — | 8.7 | — |
| 40～49歳 | 57 | 66.7 | 52.6 | 17.5 | 10.5 | 19.3 | 1.8 | — | 7.0 | 3.5 | 7.0 | — | 5.3 | 3.5 | 1.8 | 1.8 | 5.3 |
| 50～59歳 | 75 | 76.0 | 46.7 | 30.7 | 20.0 | 8.0 | 4.0 | 8.0 | 5.3 | 1.3 | — | 2.7 | — | — | 1.3 | 1.3 | — |
| 60～64歳 | 47 | 80.9 | 40.4 | 31.9 | 4.3 | 10.6 | 6.4 | 10.6 | — | 6.4 | 4.3 | — | 2.1 | — | — | — | — |
| 65～69歳 | 57 | 77.2 | 24.6 | 38.6 | 26.3 | 19.3 | 10.5 | 5.3 | — | 5.3 | 14.0 | 1.8 | 1.8 | — | — | — | 3.5 |
| 70～74歳 | 70 | 62.9 | 11.4 | 35.7 | 41.4 | 25.7 | 8.6 | 1.4 | — | 7.1 | 5.7 | 1.4 | 5.7 | 2.9 | — | — | 7.1 |
| 75歳以上 | 62 | 69.4 | 14.5 | 37.1 | 25.8 | 25.8 | 11.3 | 9.7 | — | 11.3 | 4.8 | — | 6.5 | — | — | — | 4.8 |

○成年後見制度※の認知度について

「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が41.9%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が29.5%、「名前も内容も知らない」の割合が26.2%となっています。

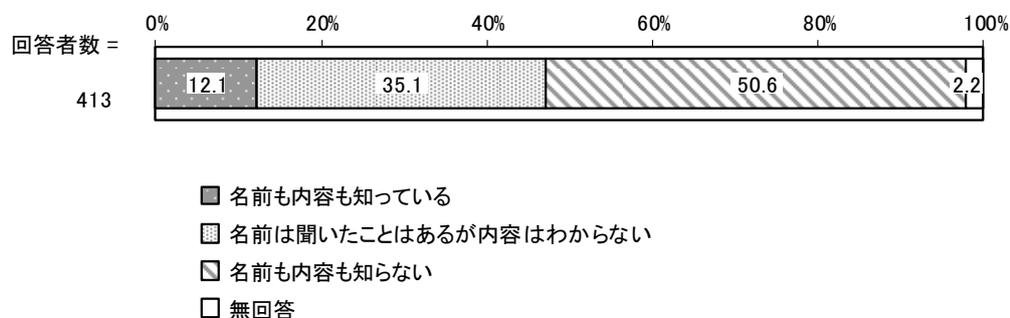


※市民活動団体：市民（住民）一人ひとりの自発的な意志にもとづき、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動等に携わるグループや団体

※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力の不十分な方が、自立して生活できるように援助してくれる人（後見人等）を家庭裁判所に選んでもらう制度。

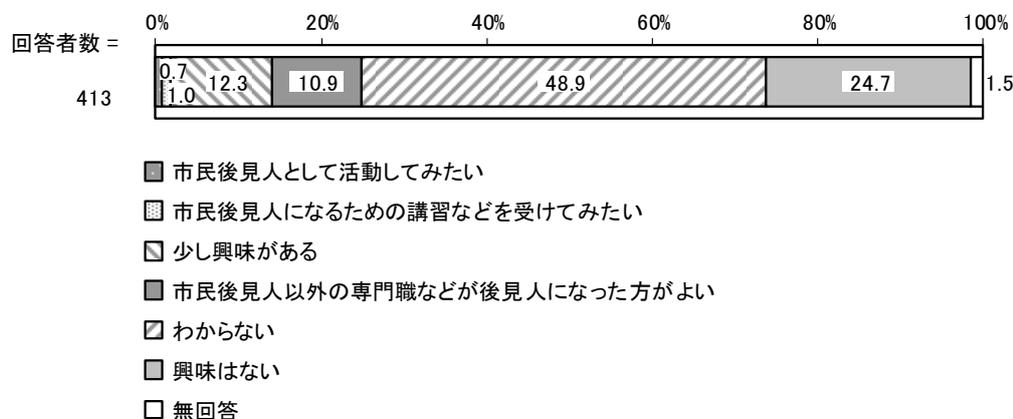
○日常生活自立支援事業の認知度について

「名前も内容も知らない」の割合が50.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が35.1%、「名前も内容も知っている」の割合が12.1%となっています。



○市民後見人※に興味があるかについて

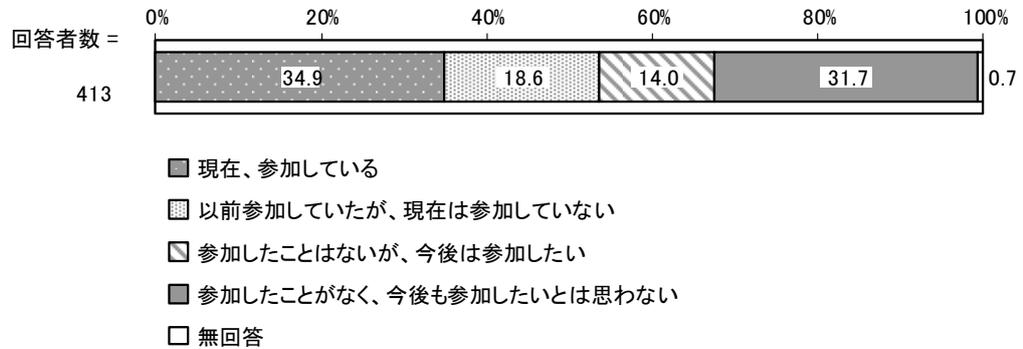
「わからない」の割合が48.9%と最も高く、次いで「興味はない」の割合が24.7%、「少し興味がある」の割合が12.3%となっています。



※市民後見人：弁護士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲などが高い住民が、社会福祉協議会が実施する講習や実習を受けて、家庭裁判所により後見人として選任されるもの。

○地域活動やボランティア活動への参加状況について

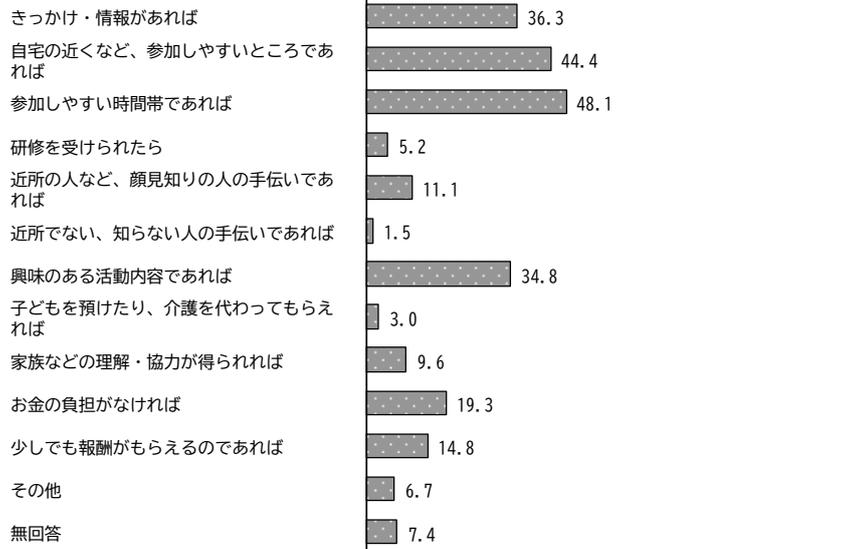
「現在、参加している」の割合が34.9%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が31.7%、「以前参加していたが、現在は参加していない」の割合が18.6%、「参加したことはないが、今後は参加したい」の割合が14.0%、「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が18.6%となっています。



○地域活動やボランティア活動に参加する条件について

「参加しやすい時間帯であれば」の割合が48.1%と最も高く、次いで「自宅の近くなど、参加しやすいところであれば」の割合が44.4%、「きっかけ・情報があれば」の割合が36.3%、「興味のある活動内容であれば」の割合が34.8%、「子どもを預けたり、介護を代わってもらえれば」の割合が3.0%、「家族などの理解・協力が得られれば」の割合が9.6%、「お金の負担がなければ」の割合が19.3%、「少しでも報酬がもらえるのであれば」の割合が14.8%、「その他」の割合が6.7%、「無回答」の割合が7.4%となっています。

回答者数 = 135

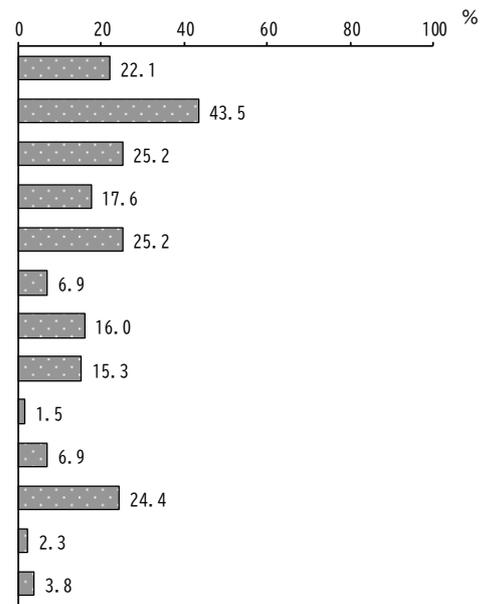


○地域活動やボランティア活動に参加しない理由について

「時間的な余裕がないため」の割合が43.5%と最も高く、次いで「精神的な余裕がないため」、「あまり人と関わりたくないため」の割合が25.2%となっています。

回答者数 = 131

| | |
|--------------------------|------|
| 活動を始めるきっかけがないため | 22.1 |
| 時間的な余裕がないため | 43.5 |
| 精神的な余裕がないため | 25.2 |
| 体調不良のため | 17.6 |
| あまり人と関わりたくないため | 25.2 |
| すでにやっている人を見ると大変そうのため | 6.9 |
| 活動に関する情報がないため | 16.0 |
| 興味のもてる活動が見つからないため | 15.3 |
| 家族などの理解・協力が得られないため | 1.5 |
| 活動することで報酬などのメリットが得られないため | 6.9 |
| 自分の趣味や自由な時間を優先したいため | 24.4 |
| その他 | 2.3 |
| 無回答 | 3.8 |

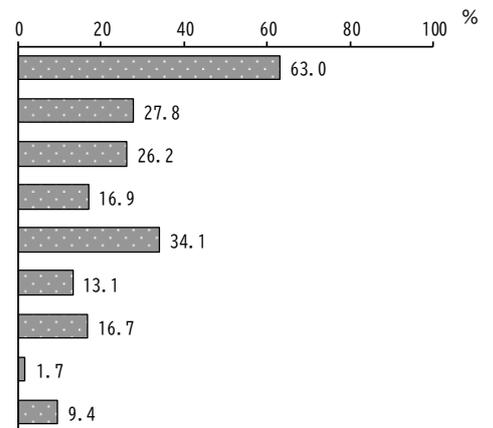


○住民が地域活動やボランティア活動をするために必要な支援について

「活動に関する情報を紹介する」の割合が63.0%と最も高く、次いで「資金面の援助を充実する」の割合が34.1%、「活動に携わる人やリーダーを育成する」の割合が27.8%となっています。

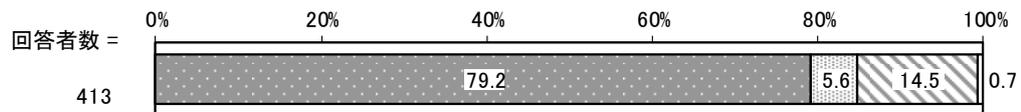
回答者数 = 413

| | |
|----------------------|------|
| 活動に関する情報を紹介する | 63.0 |
| 活動に携わる人やリーダーを育成する | 27.8 |
| 活動の声をかけをする人を地域の中に増やす | 26.2 |
| 活動に関する研修を行う | 16.9 |
| 資金面の援助を充実する | 34.1 |
| 学校での福祉教育を充実する | 13.1 |
| 活動の拠点となる場所を提供する | 16.7 |
| その他 | 1.7 |
| 無回答 | 9.4 |



○地震や風水害時に、避難場所などの安全な場所へ一人で避難できるかについて

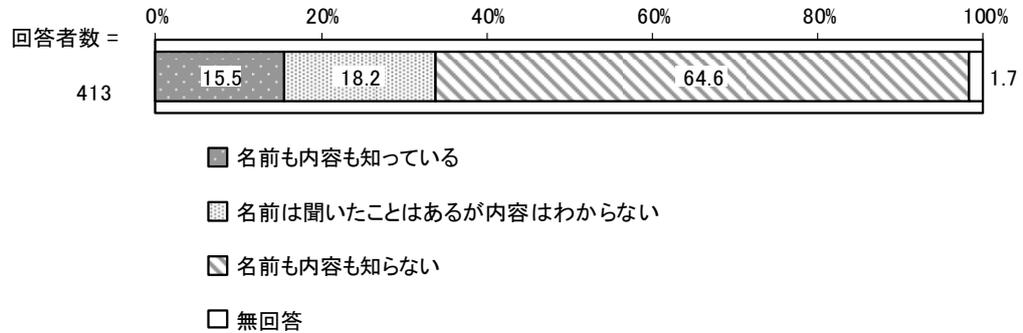
「一人で避難できる」の割合が79.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が14.5%となっています。



■ 一人で避難できる ■ 一人で避難できない ■ わからない □ 無回答

○災害時避難行動要支援者※登録名簿の認知度について

「名前も内容も知らない」の割合が64.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が18.2%、「名前も内容も知っている」の割合が15.5%となっています。

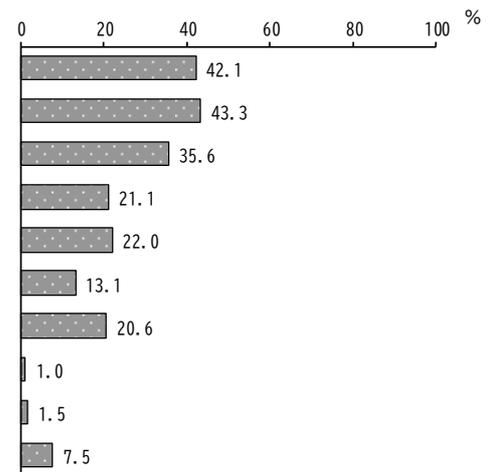


○大地震などの災害時に、地域でのどのような備えが必要かについて

「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」の割合が43.3%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が42.1%、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が35.6%となっています。

回答者数 = 413

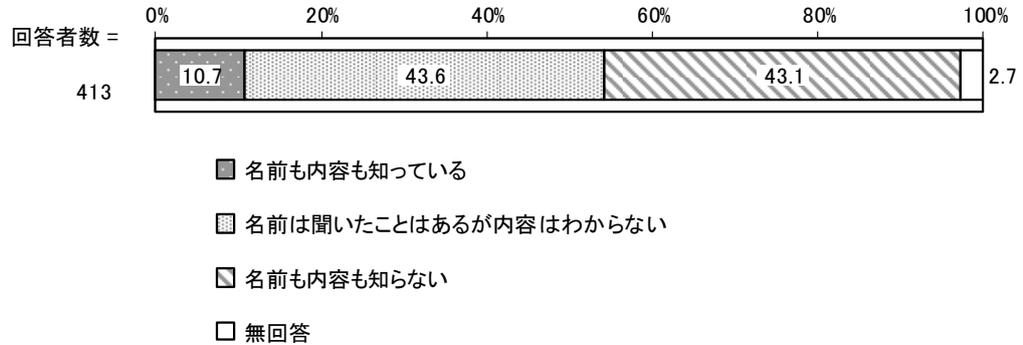
隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく
 隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い
 高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備
 災害時に役立つ専門技術や知識をもつ人材の育成
 防災教育・訓練の実施
 心肺蘇生法、応急手当などの救命講習会の開催
 地域の行事などでの防災意識の啓発
 特に備えは必要ない
 その他
 無回答



※避難行動要支援者：災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人。災害時要配慮者とも呼ばれる。

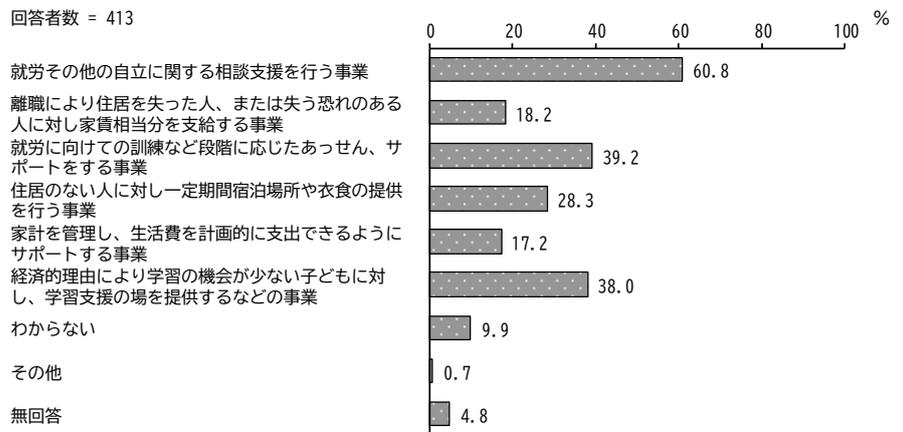
○生活困窮者自立支援法（制度）の認知度について

「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が43.6%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が43.1%、「名前も内容も知っている」の割合が10.7%となっています。



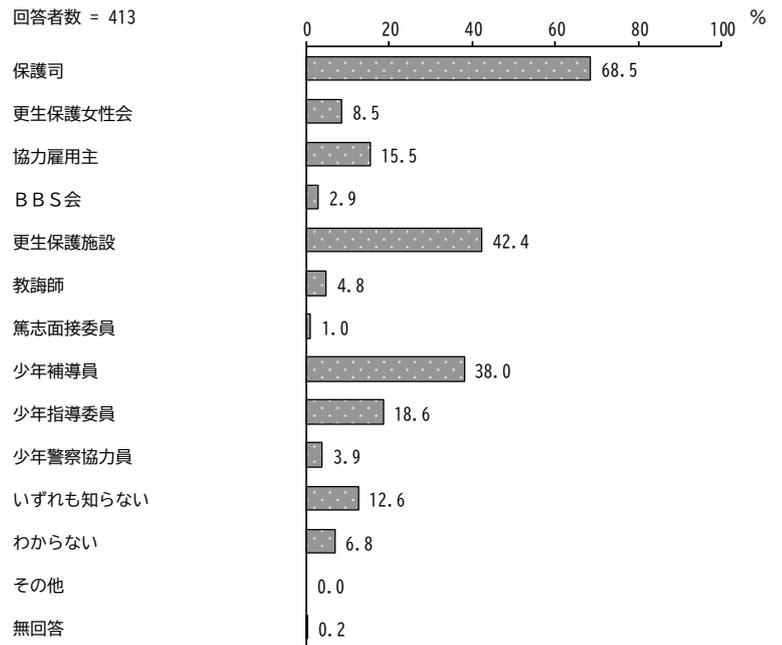
○経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなった時に必要な支援内容について

「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」の割合が60.8%と最も高く、次いで「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」の割合が39.2%、「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」の割合が38.0%となっています。



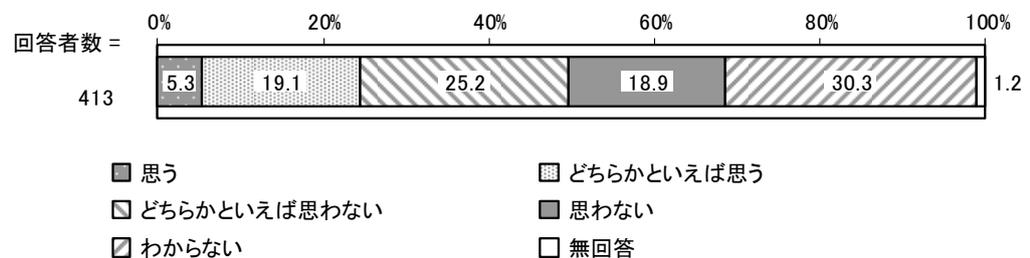
○非行や犯罪をした人の立ち直りに協力する民間協力者の認知度について

「保護司」の割合が68.5%と最も高く、次いで「更生保護施設」の割合が42.4%、「少年補導員」の割合が38.0%となっています。



○非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについて

「わからない」の割合が30.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば思わない」の割合が25.2%、「どちらかといえば思う」の割合が19.1%となっています。

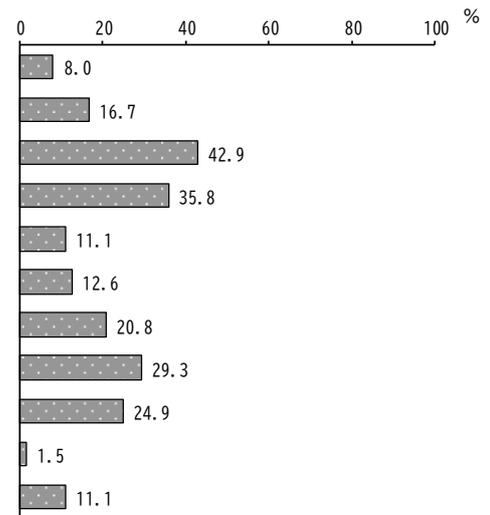


○社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことについて

「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」の割合が42.9%と最も高く、次いで「身近なところで福祉の相談ができる窓口」の割合が35.8%、「高齢者や障がいのある人など、援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」の割合が29.3%となっています。

回答者数 = 413

| | |
|-------------------------------------|------|
| ボランティア活動への参加促進と支援 | 8.0 |
| 住民による身近な支え合い活動（＝地域福祉活動）への支援 | 16.7 |
| 誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス | 42.9 |
| 身近なところで福祉の相談ができる窓口 | 35.8 |
| 児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の推進 | 11.1 |
| 福祉に関する情報発信（インターネット等含む） | 12.6 |
| 子育てに関する支援 | 20.8 |
| 高齢者や障がいのある人など、援助を必要とする方々やそれらの団体への支援 | 29.3 |
| 災害時における被災者に対する支援 | 24.9 |
| その他 | 1.5 |
| 無回答 | 11.1 |

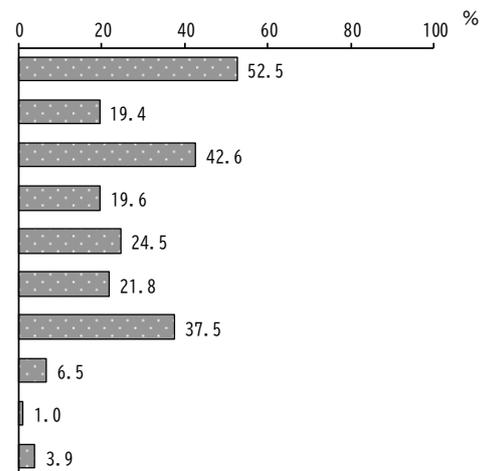


○地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのために、今後地域として必要な取り組みについて

「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」の割合が52.5%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」の割合が42.6%、「災害などに備えた地域での協力体制づくり」の割合が37.5%となっています。

回答者数 = 413

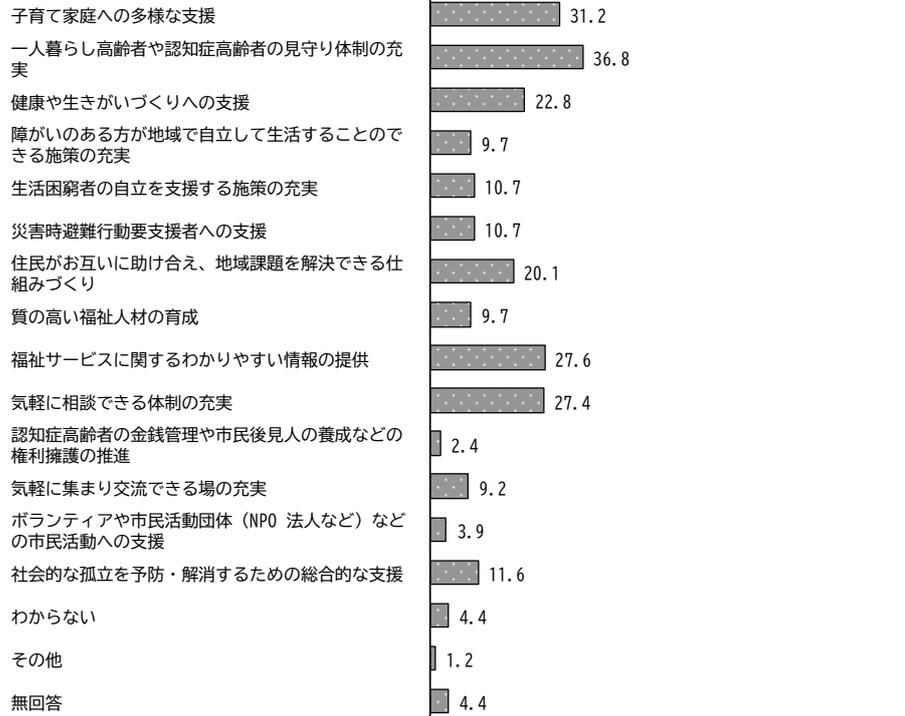
| | |
|--------------------------|------|
| 隣近所の住民同士の普段からの付き合い | 52.5 |
| 祭りやイベントなどを通じた住民同士の交流 | 19.4 |
| ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動 | 42.6 |
| 病気やけがなど緊急時の対応 | 19.6 |
| 防犯対策・交通安全対策の確立 | 24.5 |
| 子どもたちの見守りや相談など、子育てを通じた交流 | 21.8 |
| 災害などに備えた地域での協力体制づくり | 37.5 |
| わからない | 6.5 |
| その他 | 1.0 |
| 無回答 | 3.9 |



○これからの大野町の地域福祉は何を重点にすべきかについて

「一人暮らし高齢者や認知症高齢者※の見守り体制の充実」の割合が36.8%と最も高く、次いで「子育て家庭への多様な支援」の割合が31.2%、「福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供」の割合が27.6%となっています。

回答者数 = 413



※認知症高齢者：高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。
認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがある。

4 大野町の地域福祉を取り巻く課題

ここでは、本町の取り組みの状況やアンケート調査結果の現状、意見交換会からの意見を踏まえ、第3期大野町地域福祉計画で掲げた重点目標及び施策ごとに課題を整理しました。

重点目標1「だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進」における課題

① 地域福祉活動への参加促進と支援

【現状】

- 地域住民同士が助け合い、支え合う意識を高めていくため、民生委員・児童委員、福祉委員、日赤奉仕団、区・自治会などが連携し地域での見守り活動を行っています。またボランティア活動、サロン活動、ニコちゃん弁当配達等地域での活動を行っています。
- 地域活動やボランティア活動に参加しているかについて、「現在、参加している」が34.9%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」が31.7%、「以前参加していたが、現在は参加していない」が18.6%となっています。
- どのような条件であれば、活動に参加するかについて、「参加しやすい時間帯であれば」「自宅の近くなど、参加しやすいところであれば」「きっかけ・情報があれば」などの意見が上位に挙がっています。また、参加したいと思わない理由について、「時間的な余裕がないため」が43.5%と最も高く、次いで「精神的な余裕がないため」、「あまり人と関わりたくないため」が25.2%となっています。
- 住民が地域活動やボランティア活動をするために、どのような支援が必要かについて、「活動に関する情報を紹介する」が63.0%と最も高く、次いで「資金面の援助を充実する」が34.1%、「活動に携わる人やリーダーを育成する」が27.8%となっています。
- 住民同士の助け合い、支え合える地域づくりのため、今後取り組むべきことについて、「祭りやイベントなどを通じた住民同士の交流」が約2割となっています。

【課題】

- 各地域での活動内容が広く周知されるよう地域福祉活動を行っている団体の情報やこれから活動しようとしている人に対しての、幅広い情報提供の方法を検討する必要があります。
- 今後も、ボランティア活動や地域活動をしたいと考えている町民へのきっかけとなる情報発信や参加機会・場の充実、活動しやすい環境整備の検討が必要です。

② 福祉教育の充実

【現状】

- ボランティア団体と協働し、福祉体験や防災啓発、住民のふれあいの場として「福祉のふれあい広場」の企画と開催を行っています。また民生委員・児童委員を中心に地域住民の活動を支援しています。
- 福祉に“関心がある”が6割、“関心がない”が2割半ばとなっています。
- 住民が地域活動やボランティア活動をするために、どのような支援が必要かについて、「学校での福祉教育を充実する」が13.1%となっています。
- 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことについて、「児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の推進」が11.1%となっています。

【課題】

- 地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。
- 今後も、啓発活動の推進や福祉教育や交流活動の活性化により、子どもに限らず大人も含めて、福祉に対する意識の高揚を図っていく必要があります。

③ 地域での交流の促進

【現状】

- ふれあいいきいきサロンは27サロンとなり社会福祉協議会職員がサロンを訪問して行うフレイル予防体操や町内の保健・介護事業所や団体と連携し、町民の健康づくり・介護予防を推進しています。
- まちcaféやサロンについて、「知っているが、利用したことはない」が49.9%と最も高く、次いで「知らない」が38.5%、「利用したことがある」が10.9%となっています。
- 住んでいる地区には、どのような課題や問題があると感じているかについて、「地域の人たちのつきあい方」が26.2%と最も高く、次いで「異なる世代との交流」が22.0%となっています。

【課題】

- 住民が地域での福祉への関心や理解を深めるためには、子どもから高齢者、障がい者等の交流の機会が重要です。今後も、子どもから高齢者、障がいのある人等すべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。

④ 地域福祉活動を担う人材の確保・育成

【現状】

- 地域活動に対する研修会や交流会を開催しています。民生委員・児童委員と福祉委員が地域を巻き込みながらサロンの立ち上げ等を検討するなどの動きがあります。
- 住んでいる地区には、どのような課題や問題があると感じているかについて、「地域活動を行う人材不足」が26.2%と最も高くなっています。
- 住民が地域活動やボランティア活動をするために、どのような支援が必要かについて、「活動に携わる人やリーダーを育成する」が27.8%となっています。

【課題】

- 地域福祉を推進していくためには、地域活動を担うリーダー等の育成が重要です。人材育成のための研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取り組みを進めていくことが必要です。

⑤ 見守りネットワークの充実

【現状】

- 民生委員・児童委員や地域包括支援センターの訪問員が一人暮らし高齢者等を訪問や電話連絡などの地域の見守りを行い支援が必要な人が孤立しないように情報収集を進めています。
- 福祉委員による日常的な見守り活動の推進、サロンやまちcafé等の地域活動におけるふれあい等を通して、地域住民の情報取得ができる体制を構築しています。
- ふだん近所の方と、どの程度おつきあいをしているかについて、「世間話や立ち話をする程度」が41.6%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」が37.5%となっています。
- お住まいの地区には、困っている場合に助け合う気風があると思うかについて、“あると思う”が7割近く、“ないと思う”が約2割となっています。
- 住民同士の助け合い、支え合える地域づくりのため、今後取り組むべきことについて、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が52.5%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」が42.6%となっています。

【課題】

- 近隣住民の関わりや地域での支え合いを維持しながら、高齢者や障がいのある人、生活困窮者、ひとり親家庭等様々な支援や配慮を必要とする人に対して、地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、適切な対応を行っていくためのネットワークを充実させることが必要です。

⑥ 地域福祉ネットワークの強化

【現状】

- 社会福祉協議会を中心に民生委員・児童委員や福祉委員がふれあい食事サービスを行っています。また、調理ボランティア会員を対象とした勉強会を開催しています。
- 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことについて、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が42.9%と最も高く、次いで「身近なところで福祉の相談ができる窓口」が35.8%、「高齢者や障がいのある人など、援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」が29.3%となっています。

【課題】

- 住民相互の支えあいのあるまちづくりを進めるため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、行政等が連携し、地域を支える総合的なネットワークを整備していく必要があります。

重点目標2「だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築」 における課題

① 総合的な相談体制の構築

【現状】

- 地域共生推進室を設置し、多様な相談を受け、問題解決にむけ地域包括支援センターや障がいや子育て支援担当、社会福祉協議会などと連携し、情報の共有を行い、適切な支援につなげています。
- 大野町要保護児童対策地域協議会のケース進行管理会議を毎月開催し、子育て世代包括支援センター職員や民生委員・児童委員が参加して今後の対応協議や、情報提供、共有を図っています。
- 高齢者の相談に関しては、地域包括支援センター、基幹相談支援センターを中心に地域の民生委員・児童委員やケアマネジャー、相談支援事業者と連携して、個々に合った対応を行っています。
- 困ったことがある時、家族、友人以外の主な相談相手について、「役場」が23.5%と最も高く、次いで「近所の人」が21.1%、「誰にも相談しない」が11.9%となっています。

【課題】

- 適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあることから、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。
- 多様化・複雑化する福祉ニーズや生活課題に適切に対応するための各相談窓口相互のネットワークの強化が求められます。

② 身近な地域での相談体制の構築

【現状】

- 地域においては民生委員・児童委員等が一人暮らし高齢者等を中心に訪問活動を行っており面談者の心配事を行政につなげます。
- 地域包括支援センターにおいては一人暮らし高齢者や地域での問題行動がある人を中心に訪問活動を行っており訪問時相談を受けた場合、適切な支援につなげています。
- 社会福祉協議会では心配事相談や弁護士相談を行い相談しやすい環境を整備しています。
- お住まいの地域の民生委員・児童委員を知っているかについて、「知らない」が57.1%と最も高く、次いで「知っている」が24.9%、「名前だけ知っている」が15.7%となっています。

- 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことについて、「身近なところで福祉の相談ができる窓口」が35.8%となっています。
- 大野町の地域福祉は何を重点にすべきかについて、「気軽に相談できる体制の充実」が27.4%となっています。

【課題】

- 住民が身近な地域で気軽に相談できる人の周知や場の提供などの支援体制の充実が求められます。

③ サービスの質の確保

【現状】

- 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、包括的な相談体制の充実のため地域共生推進室を設置し、多種多様な相談に担当部署や地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携し相談者に必要な支援を行っています。また地域においては民生委員・児童委員や福祉委員、日赤奉仕団、ボランティア団体が訪問などの活動を通じ最新の情報提供を行っています。
- 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことについて、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が42.9%と最も高くなっています。
- 大野町の地域福祉は何を重点にすべきかについて、「質の高い福祉人材の育成」が9.7%となっています。

【課題】

- 利用者にとって必要な福祉サービスの情報提供のあり方や、相談支援体制の充実、さらには福祉サービスの質の向上や福祉人材の育成を図るなど、誰もがサービスを利用しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

④ 情報提供の充実

【現状】

- 民生委員・児童委員などを通じ地域に情報提供の充実を図り、必要な情報提供と相談体制の確保を行っています。また、広報やホームページなどを通じ随時情報を発信しています。
- 福祉に関する情報を入手できているかについて、“入手できている”が約2割、「入手できていない」が7割となっています。

- 現在または今後、町の福祉に関する情報を入手する時、どこからが入手しやすいかについて、「広報紙や町のパンフレット」が70.9%と最も高く、次いで「町のホームページ」が32.2%、「役場等の窓口」が31.0%となっています。
- 大野町の地域福祉は何を重点にすべきかについて、「福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供」が27.6%となっています。

【課題】

- 地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っている等、地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。
- 今後は、支援が必要な人へ情報が確実に提供できるよう、様々な相談機関の周知に努めるとともに、新しい情報発信の手法を模索する必要があります。

⑤ 福祉施策・福祉サービス基盤の充実

【現状】

- 高齢者、子ども、障がい者の包括的な相談体制の充実とともに、生活困窮等、複雑・多様化する住民の抱える生活上の課題への対応を行うため、地域包括支援センターや子ども支援課などの担当部署や社会福祉協議会、または必要であれば西濃子ども相談センター、女性相談センター、ひきこもり地域支援センターなど専門機関を紹介し、適切な支援につなげ解決できる総合的な相談体制の構築を行っています。
- 今の町の福祉施策は充足されていると思うかについて、“充足されている”が約3割、“充足されていない”が2割を超えています。
- 大野町の地域福祉は何を重点にすべきかについて、「子育て家庭への多様な支援」が31.2%、「健康や生きがいづくりへの支援」が22.8%、「障がいのある方が地域で自立して生活することのできる施策の充実」が9.7%となっています。

【課題】

- 今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

⑥ 生活に困難を抱える人への支援

【現状】

- 相談がより複合的な問題を抱えており、関係機関と連携し一人一人の状態に寄り添い継続する支援を進めています。

- 揖斐県事務所福祉課や県・町の社会福祉協議会と生活困窮者支援調整会議を開催し相談者の支援プランや支援内容の協議を行い、また情報共有を行っています。
- 相談内容により介護保険などのサービスにつなげ、地域包括支援センターと連携し自宅の訪問などを行っています。また生活保護まで至らない相談者には就労支援を行っています。
- 食糧支援や一時金の貸出、家計相談支援を行っています。また就労支援を行い自立のサポートを行っています。
- 生活困窮者自立支援法（制度）について、「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」が43.6%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」が43.1%、「名前も内容も知っている」が10.7%となっており、生活困窮者自立支援法の内容を知らない方が多くみられます。
- 経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなった場合、必要と思われる支援内容について、「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」が60.8%と最も高く、次いで「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」が39.2%、「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」が38.0%となっています。

【課題】

- 高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが重要です。

⑦ 支援関係機関との連携促進

【現状】

- 県、町と連携し、情報共有を行うとともに、対象者の早期発見に努め、伴走型の支援を行っています。
- 相談内容によっては医療機関と連携し通院等の支援を行い、窓口に来庁できない相談者に対しては、担当職員が訪問や電話連絡をしており継続的な支援を行っています。また西濃子ども相談センター、女性相談センターやひきこもり地域支援センターなどの外部の支援機関も紹介しています。

【課題】

- 今後、複雑化・多様化する福祉課題に対応するため施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体等が問題を共有し連携して支援を行うことが重要です。

重点目標3「だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり」における 課題

① 災害時の支援体制の構築

【現状】

- 要支援者に災害時避難行動要支援者台帳登録の説明を行い、また広報やホームページで紹介しています。
- 民生委員・児童委員や区長に災害時避難行動要支援者台帳を配布し災害時だけでなく日常の見守り活動を推進しています。
- 災害発生時に、避難場所などの安全な場所へ一人で避難できるかについて、「一人で避難できる」が79.2%と最も高く、「一人で避難できない」が5.6%となっています。
- 災害時避難行動要支援者登録名簿について、「名前も内容も知らない」が64.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」が18.2%、「名前も内容も知っている」が15.5%となっています。
- 大地震などの災害に備えて、地域でどのような備えが必要かについて、「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」などの意見が上位に挙がっています。
- 住民同士の助け合い、支え合える地域づくりのため、今後取り組むべきことについて、「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が37.5%となっています。

【課題】

- 今後は、防災知識や災害時の知識及び対処法についての普及・啓発の更なる促進に努めるとともに、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要です。また、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。

② 安全・安心のまちづくりの推進

【現状】

- 登下校時の見守り活動について、老人クラブ等が中心のボランティア、学校、警察等が連携を図り、地域ぐるみの安全体制の確立を図っています。また、防犯灯のLED化事業等を推進し、地域の防犯体制の強化に努めています。
- 悪徳商法対策を広報に掲載し、また防災無線による防犯啓発を実施しました。
- 住民同士の助け合い、支え合える地域づくりのため、今後取り組むべきことについて、「防犯対策・交通安全対策の確立」が24.5%となっています。

【課題】

- 今後も、住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していくことが必要です。

③ 移動・居住支援の充実

【現状】

- 町内の公共交通はバス路線のみであり、町内外への移動手段の確保・充実が必要です。町民の公共交通機関の利用促進を図るためにアユカ助成や高校生通学定期補助、高速バス「にしみのライナー」の利用促進を目的とした回数券助成、学生通学定期等補助を実施しています。また町内の移動には、デマンドタクシー事業を実施しています。他にも、西濃厚生病院への路線バス等の乗入れに関する事業者との協議、公共交通機関の利用のきっかけづくりのための公共交通マップの全戸配布も行いました。
- 低所得者むけ町営住宅があり、今後統廃合を進めていきます。
- 移住定住施策の推進や移住定住に関する相談体制を設置するなど住みやすさをアピールし町内への移住定住を促進しています。
- サロンやまちcafé・認知症カフェなど地域での交流の場を提供しています。

【課題】

- 移動が困難な人のための公共交通や福祉交通など移送支援策の充実が必要です。また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保や居場所づくりの充実が必要です。

④ 権利擁護の推進

【現状】

- 日常生活自立支援事業の利用支援を行い、令和3年度に大野町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、令和3年10月に成年後見支援センターを開設しました。
- 高齢者虐待に対しては早期に介入し対応しているが、終結をどこに持って行くかで対応が困難で長期的に見ていかなければいけないケースがあります。
- 児童虐待、障がい者虐待、DVなどの問題に対し、地域における日常的な見守り体制を強化するとともに、虐待やDV等への適切な対応を図ります。
- 成年後見制度について、「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」が41.9%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が29.5%、「名前も内容も知らない」が26.2%となっています。
- 日常生活自立支援事業について、「名前も内容も知らない」が50.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」が35.1%、「名前も内容も知っている」が12.1%となっています。
- 市民後見人に興味があるかについて、「わからない」が48.9%と最も高く、次いで「興味はない」が24.7%、「少し興味がある」が12.3%となっています。

【課題】

- 今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが必要です。
- 虐待などの早期発見に努め、適切な対応が必要ですが、町には避難所がないため広域での支援体制の整備が必要です。

新たな取り組み

再犯の防止等の推進

【現状】

- 非行や犯罪をした人の立ち直りに協力する民間協力者について「保護司」の割合が68.5%と最も高く、次いで「更生保護施設」の割合が42.4%、「少年補導員」の割合が38.0%となっています。
- 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことについて「就労への支援」の割合が78.7%と最も高く、次いで「就学への支援」の割合が47.2%、「地域住民の理解」の割合が40.2%となっています。

○非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについて「わからない」の割合が30.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば思わない」の割合が25.2%、「どちらかと言えば思う」の割合が19.1%となっています。

【課題】

○今後も、再犯防止等の制度の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、住民の協力や理解を進めることが必要です。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

「大野町第六次総合計画」では、町の目指す将来像「快適で 笑顔あふれる やすらぎのまち おおの」を目指し、安全・安心分野の分野別まちづくり計画の基本目標『「助けあい」と「支えあい」で育む安全・安心なまち』のもと福祉施策を推進しています。

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、さまざまな分野の課題が絡み合い複雑化しています。

これらの課題の解決にむけては、住民同士のつながりを深め、ともに助け合い、支え合いながら地域の課題を解決する力を身に着けることで、住民一人ひとりが住み心地のよい生きがいをもつ「地域共生社会」を構築していくことが重要となります。

本計画では、総合計画の目指す将来像や分野別基本目標を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の実現を目指し、基本理念を第3期計画から継承し、『「助けあい」「支えあい」で育む 笑顔があふれる おおの』とし、本町に暮らすすべての人が、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、助けあい・支えあいの輪を広げることで、笑顔が地域にあふれるまちを目指します。

【基本理念】

「助けあい」「支えあい」で育む 笑顔があふれる おおの

2 重点目標

基本理念の実現に向けて、本町の地域福祉をすすめる上での課題、計画を進める上での仕組みを踏まえ、以下の3つを重点目標とします。

重点目標1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進

だれもが、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりが必要です。

地域の課題に対しては、地域の支えあいや助けあいの中で解決できるよう、住民の福祉意識の醸成や住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、地域福祉活動を促進することで、みんなで支えあう地域を目指します。

重点目標2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築

複雑化・多様化する地域課題を、住民が気軽に相談でき、安心して生活を送ることのできる環境づくりが必要です。

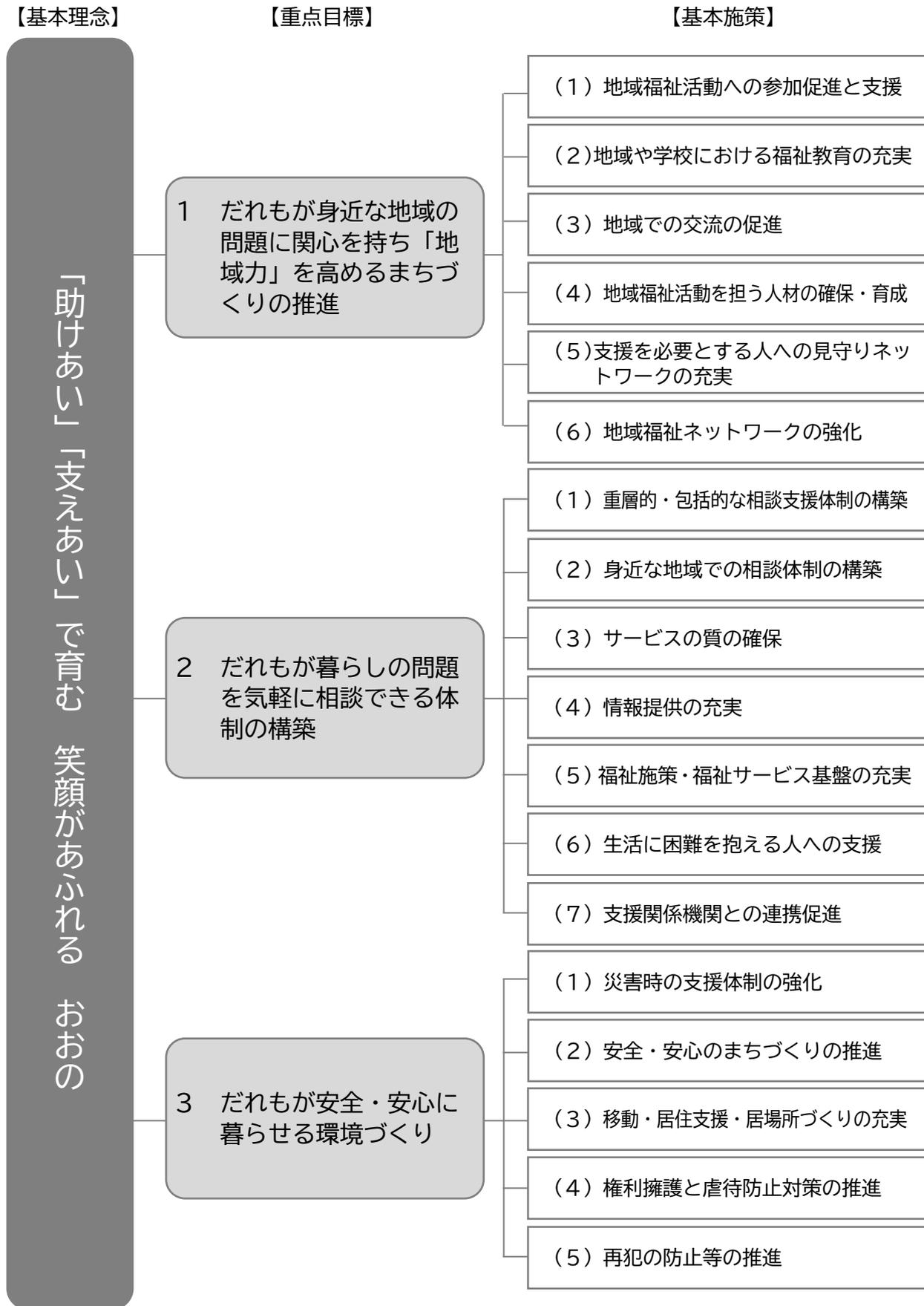
既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、抱える生活の問題について相談でき、地域の支援者や相談機関や行政内の連携を図り重層的支援体制を充実します。

重点目標3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

だれもが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、日頃から地域の助けあいを進めていくことが必要です。

地域のだれもが日頃から、地域で助け合うことのできる災害に強いまちづくりをすすめます。また、移動や居住の支援など生活に対する支援や一人ひとりの尊厳や権利の保障、虐待の防止、再犯防止など地域で安心して暮らせる環境をつくれます。

3 計画の体系

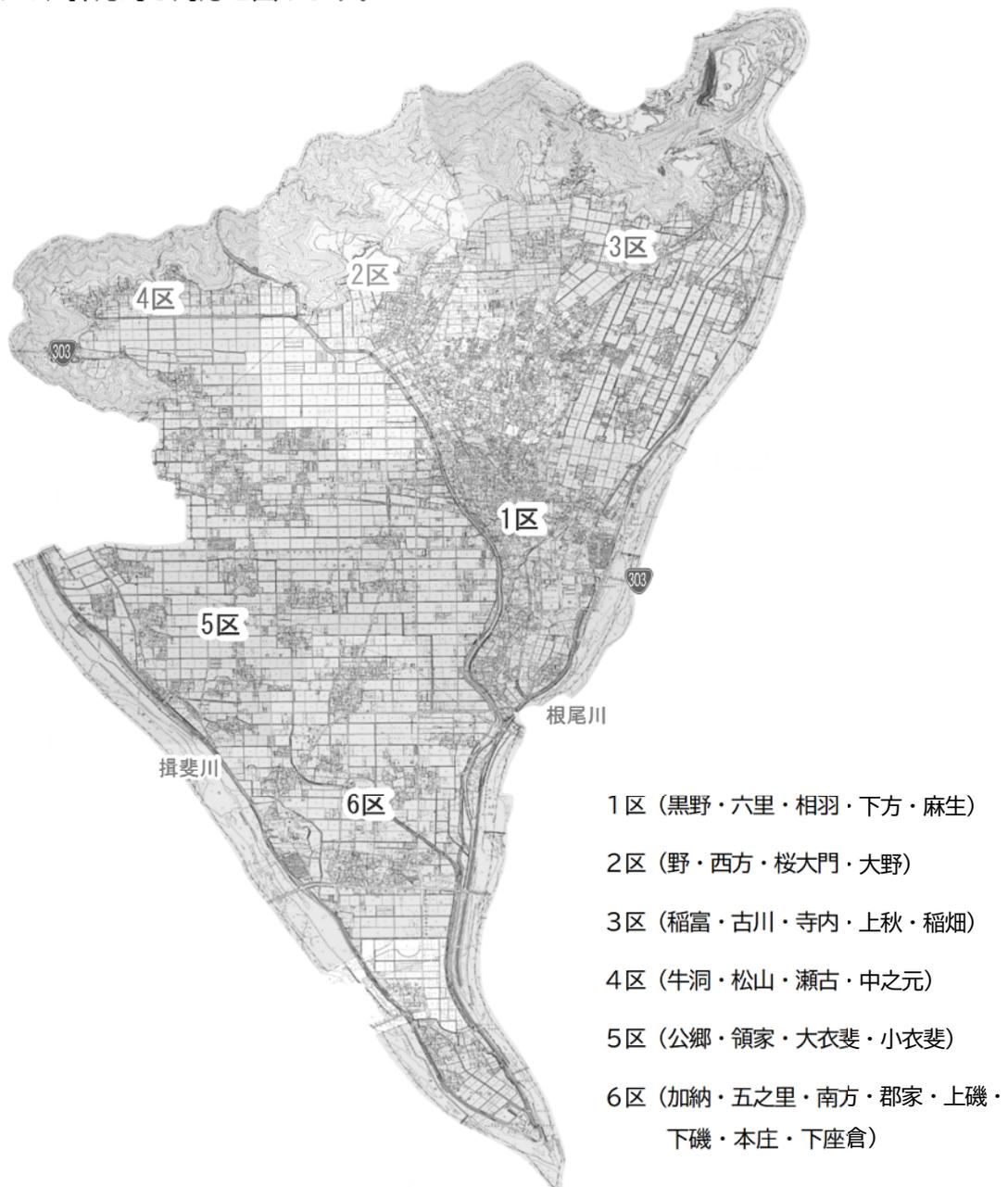


4 圏域の設定

地域福祉活動の展開においては、町全体を以下の6区に区分し、重層的に地域福祉を展開していきます。

各層の役割として、身近な地域として交流や地域活動を行う範囲の「区」から、町全体としての課題解決を行う「町全域」まで、整理します。また、各層間の連携の仕組みを整備していきます。

地域福祉活動を展開していくに当たり、人口構造の変化や地域特性、サービス提供体制などを総合的に勘案し、必要に応じて各圏域の規模等を見直すなど、適正な圏域の設定に向けて、弾力的な対応を図ります。





第4章 施策・事業の展開

1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進

(1) 地域福祉活動への参加促進と支援

地域福祉活動に参加するきっかけとして、町の広報紙やホームページ等を活用し、住民に対してボランティア活動や地域活動の啓発活動を行うとともに、社会福祉協議会のボランティアセンター機能を強化し、町民の活動への参加の促進につなげます。

また、地域の支えあい活動や見守り活動等を実施している団体などに対し、情報提供や活動の支援を行い地域福祉活動の活性化を図ります。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|------------------------|--|----------------|
| ボランティア活動等の啓発 | 広報おののや社協だより、ホームページ等様々な媒体を活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心が高まるよう支援します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ボランティア活動の推進・支援 | ボランティア等の組織化や相互の連携・調整などを行うボランティアセンター機能を強化し、ボランティア活動の推進を支援します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 地域福祉活動やボランティア活動等への参加促進 | 住民の福祉意識の向上や交流活動を促進するイベント等を開催し、様々な分野で住民が福祉に接することができる機会の創出を図ります。イベントには福祉協力校やインターンシップ等の若い世代の参加促進を図ります。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 青少年の活動促進 | 公民館活動などの社会教育活動においてV.Y.S（青少年のボランティア団体）や中学生ボランティア等自主的・自発的な参加を促進します。また家庭での青少年の意識向上のため、家庭教育学級を充実します。 | 生涯学習課 |
| 地域住民による支えあい活動の促進 | 民生委員・児童委員、福祉委員等を中心に地域住民による支えあい活動を推進するため、区やボランティア団体などと連携して「あいさつ・声かけ運動」を広めていき、地域での見守り活動等の更なる意識の向上を図るよう支援します。 | 福祉課 |

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-------------------|---|----------------|
| 見守りや生活を支援する活動の推進 | 民生委員・児童委員、福祉委員等を中心に、近隣住民や各種ボランティア団体との相互協力により、支援を必要とする方々への見守り等を実施し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような、環境づくりの充実を図ります。 | 福祉課 |
| 生活支援活動の推進 | 民生委員・児童委員、福祉委員が中心となり、見守りが必要な方を招いた交流会を開催し、地域住民による見守り・声かけなどの支援活動を推進します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 寄附金や共同募金等の取り組みの推進 | 住民一人ひとりが福祉活動を支援するといった寄附文化の醸成を図り、地域福祉活動の財源づくりの推進を支援します。また、募金箱設置協力店の増加を目指します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

(2) 地域や学校における福祉教育の充実

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。また、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を行います。

また、住民の生活上の課題や、地域の福祉課題について情報を共有し、意見を交わす場づくりを進めるなど、地域における住民の福祉意識の向上のための交流をさらに充実します。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-----------------|--|-----------------------------------|
| 福祉意識の醸成 | 広報おおのや社協だより、学校教育や社会教育など、あらゆる学習・活動体験機会を通じて住民の福祉意識の高揚に努めます。 | 学校教育課 生涯学習課 |
| 世代間交流の推進 | 地域住民と一緒に活動に関わることで、つながりが生まれます。認定こども園、小中学校や高齢者との交流を図り、人との交流を通じて、身近な地域における世代を越えた関係づくりを推進します。 地域人材を活用した授業で、社会福祉協議会と学校が連携をして地域との交流を実施していきます。学校の福祉教育担当教員との連携を図り、体験を通じた高齢者や障がい者へのサポートや人との繋がりを構築し地域での行動につながるような学びの提供を行っていきます。 | 福祉課 子育て支援課 学校教育課 社会福祉協議会 |
| 生涯学習を通じた福祉教育の推進 | 各種講座・教室等の生涯学習の場において、福祉に関する知識の普及に努めるとともに、地域福祉活動の必要性を伝えていきます。 | 生涯学習課 |

(3) 地域での交流の促進

社会福祉協議会等と連携し、地域の交流を促進するため、サロンやまち café などの交流の場の充実を図るとともに、活動の活性化に向けた支援を行います。また、地域の団体を支援し、すべての地区にサロン等の交流の場が広がるよう働きかけます。

また、公民館等の地区の拠点施設の活用を図り、地域交流の拠点として活用整備を行います。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|---------------|--|--------------------------|
| サロン活動の充実 | あらゆる世代の地域住民が気軽に集い交流できる場所となるサロンにおいて保健センターや地域包括支援センターと連携し、健康づくり・介護予防活動の支援を推進します。また、町内全地区のサロン設置や、活動に対し補助金を交付するなどサロンの運営を支援します。 | 福祉課 保健センター 社会福祉協議会 |
| 高齢者の社会参加の促進 | 世代間交流の充実、単位老人クラブの活性化、ボランティア活動や地域コミュニティ活動への参加など、高齢者の社会参加を促進します。 | 福祉課 |
| 住民の拠点施設の活用、整備 | 既存の社会資源（公民館等）を有効活用しながら、住民自らがまちづくりのための拠点として活用していくよう推進します。 | 福祉課 |

(4) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成

民生委員・児童委員、福祉委員等、地域福祉を担う人々など、地域福祉推進の核となる人材を育成するため、教育、研修の充実に取り組みます。

また福祉分野だけでなくさまざまな分野で活動する人たちへアプローチを行い、地域福祉活動を担う人材の確保・育成に取り組みます。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|------------------|--|------|
| 民生委員・児童委員活動の支援強化 | 民生委員・児童委員によるニーズの把握や相談活動を支援し、行政、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会の連携を強化し、フォーマルサポート（保健・医療・福祉の各種機関・団体の専門職や各種サービス、制度など）の充実とともに、地域に必要なインフォーマルサポート（家族、近隣住民、ボランティアなどによる支援）の構築を支援します。 | 福祉課 |

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-----------------|---|----------------|
| 自殺対策の推進のための人材育成 | 様々な悩みを抱える人の身近な相談役となるゲートキーパーを育成し、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修等の機会を充実させます。 | 保健センター |
| 人材の育成 | 民生委員・児童委員やボランティア団体などと連携・協働し、地域福祉活動のリーダーや活動をコーディネートする人材の育成を図ります。また活動の中心となる若い人材の確保や養成を推進していきます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ボランティアの育成と資質向上 | 社会情勢に応じたボランティアの育成・活動推進を図るよう支援します。またボランティア意欲向上につながる研修会等を実施することで、人材の育成とスキルアップを図っていきます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

(5) 支援を必要とする人への見守りネットワークの充実

地域で支援が必要な人々が孤立しない強い地域をつくるため、地域住民による支え合い、助け合いの地域づくりを進めるとともに、行政、社会福祉協議会、地域団体、ボランティア、民間事業者等と連携した、見守り体制を構築します。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-------------------|--|----------------|
| 地域の支えあい・助けあい活動の推進 | 子どもから高齢者まで、家庭や地域の中で積極的にあいさつをする「あいさつ・声かけ運動」を推進し、家庭や隣近所のつながりを強化します。 | 学校教育課 |
| 地域の見守り活動の推進 | 隣近所同士のつながりを通じて、支援が必要な人の日常的な見守りが行われるよう活動や啓発を支援し、地域住民や区長、民生委員・児童委員、福祉委員と連携し見守り活動を推進していきます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 孤立予防対策の推進 | 地域の声かけ・見守り活動を活性化するとともに、気軽に集える場や生きがいづくりの場等を提供し、地域での孤立予防に努めます。 | 福祉課 |

(6) 地域福祉ネットワークの強化

地域福祉に関わるニーズや問題を把握し、解決していくために、地域で活動している社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、行政などが連携を強化し、地域ごとに住民相互の支えあいのあるまちづくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域を支える重層的、包括的なネットワークづくりを推進します。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|------------------------|---|----------------|
| 社会福祉協議会との連携強化 | 地域福祉の中核的役割を担う組織として連携を強化し、地域住民、地域ボランティア団体や行政と連携・強化を図り、重層的な支援の推進に努めます。 | 福祉課 |
| 地域医療体制の整備・充実 | 住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、保健・医療・福祉にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する重層的支援体制構築に向けた取り組みの充実を図ります。 | 福祉課 保健センター |
| 地域を支える包括的なネットワークづくりの推進 | 民生委員・児童委員、福祉委員、地域ボランティア団体、行政などが連携し、ボランティア活動、地域福祉活動、世代間交流などを促進します。また住民相互の支えあいのあるまちづくりを進めるため、各種団体の代表者で構成する協議体を地区公民館ごとに展開するとともに、行政・医療・福祉の連携を強化し、地域を支える包括的なネットワークづくりを推進します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築

(1) 重層的・包括的な相談支援体制の構築

高齢者、子ども、障がい者の分野別の相談窓口の充実とともに、生活困窮等、複雑・多様化する住民の抱える生活上の課題への対応を行うため、関係機関が連携し、誰もが気軽に相談でき、柔軟に対応できる重層的・包括的な相談支援体制を構築します。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|--------------------|---|-------------------------|
| 包括的相談支援体制の充実 | 地域住民の複合・複雑化した相談支援に対応する「断らない相談支援」を行うため、分野を超えて各種関係機関と連携し、定期的に庁内連携会議を開催し包括的支援体制の充実に努めます。 | 福祉課 子育て支援課 保健センター |
| 継続的な支援の推進 | 問題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に、サポートを行い、問題解決まで継続的に支援を届けます。 | 福祉課 |
| 社会のつながりや参加の支援 | 包括的支援体制と一体的に行う就労支援、移住支援、居場所の提供など社会参加に向けた支援を行います。 | 福祉課 |
| 多機関連携の推進 | 地域の福祉課題が複雑多様化する中で、それぞれに応じた支援の充実に努めるとともに、相談内容に応じた支援をするため専門的機関などと連携を強化し、多様な課題に対応できる重層的支援体制づくりを進めます。 | 福祉課 |
| 自殺対策の推進のための相談体制の充実 | 弁護士による多重債務等相談や精神保健福祉士による心の健康相談を実施し、相談体制の充実に努めます。また、より早い段階での問題解決ができるよう、関係機関の連携体制の整備を行います。 | 保健センター |
| 生活困窮者自立支援制度の促進 | 複合的な生活課題に対し、関係機関と連携して包括的な取り組みを行い、自立支援制度の促進を図ります。 | 福祉課 |

(2) 身近な地域での相談体制の構築

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員等と連携し、地区での公民館やサロン等での出張相談等、住民が身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|------------------|--|-------------------------|
| 相談・支援体制の充実 | 各種相談員、関係機関との連携のもと、生活相談、児童相談、健康相談など相談支援体制の充実に努めます。 | 福祉課 子育て支援課 保健センター |
| 民生委員・児童委員活動の支援強化 | 民生委員・児童委員によるニーズの把握や相談活動を支援し、行政、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会の連携を強化します。またフォーマルサポート（保健・医療・福祉の各種機関・団体の専門職や各種サービス、制度など）の充実とともに、地域に必要なインフォーマルサポート（家族、近隣住民、ボランティアなどによる支援）の構築を支援します。 | 福祉課 |

(3) サービスの質の確保

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるよう、質の高い支援者の育成を図ります。また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|----------------|---|----------------|
| 人材の育成 | 民生委員・児童委員やボランティア団体などと連携・協働し、地域福祉活動のリーダーや活動をコーディネートする人材の育成を図ります。また活動の中心となる若い人材の確保や養成を推進していきます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ボランティアの育成と資質向上 | 社会情勢に応じたボランティアの育成・活動推進を図ります。 新規登録者や従事者の意欲向上につながる研修会等を実施することで、人材の育成とスキルアップを目指します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| サービス提供体制の評価 | 利用者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう、第三者評価制度について普及・啓発を図り、福祉サービスの質の向上に努めます。 | 福祉課 |

(4) 情報提供の充実

だれもが安心してサービスが利用できるよう、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉、健康づくり等に関する情報の提供体制の充実を推進します。

相談窓口（地域包括支援センターや民生委員・児童委員等）について、効果的な情報提供を行うことで、地域での相談支援体制の充実につなげます。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|---------------|---|----------------|
| 個人の自意識の向上 | 介護・福祉サービスを自らの責任で選択できるよう、情報提供の充実、総合的な相談体制の整備を図ります。また、社会福祉協議会と協働して成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知・普及などに努めます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 福祉に関する情報提供の充実 | 高齢者、障がい者、子育て世代など、個々の状況に応じた相談体制の充実を図るとともに、地域における潜在的なニーズを把握し、実情にあった情報提供の充実を図ります。 | 福祉課 子育て支援課 |

(5) 福祉施策・福祉サービス基盤の充実

地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの質・量の充実を図っていくとともに、利用者の視点に立ったサービス創出のための取り組みを推進します。また、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の生活に困難を抱える方への伴走的な支援を行います。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-----------|---|--------|
| 健康づくりの推進 | 健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目的に生活習慣病予防や歯と口腔の健康維持に着目した健康づくり事業を実施し、好ましい生活習慣が得られる環境づくりを推進します。また、食生活改善協議会、その他関係団体等と協働で健康管理意識の啓発等を行い、住民の主体的な健康づくりの活動を支援します。 | 保健センター |
| 保健サービスの充実 | メンタルヘルス事業を実施し、生涯を通じた心の健康づくりを進めるとともに、地域の見守り・支援ネットワークと連携し、自殺予防対策を強化します。 | 保健センター |

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|--------------------|--|-----------------|
| 介護予防サービスの充実 | 今後、一層進むことが予想される高齢化、認知症や一人暮らし高齢者等の増加に対し、高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活を送り、地域で安心して暮らせるよう、サービスの基盤整備を促進します。また介護、医療、予防、生活支援等を一体化して提供する地域特性に合った地域包括ケア体制の構築について検討します。さらに、元気な高齢者など住民の中から介護ボランティアを育成し、地域の自主的な活動の充実に努めます。 | 福祉課 |
| 子育て支援及び児童健全育成の推進 | 児童や家庭を支える地域づくり・家庭における子育てを支援するまちづくりを推進します。 | 子育て支援課 生涯学習課 |
| 障がい者施策の推進 | 障がいのある人もない人も、すべての住民が安全・安心で、快適な生活ができるよう、福祉、保健、教育、生活環境施策を総合的に推進します。 | 福祉課 |
| 福祉ニーズの把握・分析 | 関係機関・団体等との連携を強化し、相談内容等から地域の福祉課題を収集・把握・分析し、ケース会議などで福祉施策を検討します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 多様なサービス提供者の参加促進 | 福祉サービスの質的向上や福祉サービス利用者の選択の幅を広げるため、多様なサービス提供事業者の参入の促進を図るとともに指導監査、苦情受付や解決体制の整備充実の要請等によりその事業の健全な運営の確保を図ります。 | 福祉課 |
| 住民参加型在宅福祉サービス団体の推進 | 住民相互の助けあいによって、サービスの利用者が費用を負担し、担い手が費用を謝礼的に受け取るという有料・有償のサービスでありながら、ボランティア精神にもとづく非営利活動団体の活動を推進します。 利用者の増加が予想されることから、サポーターの募集と養成を行います。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 認知症対策の推進 | 地域住民が認知症についての理解を深め、地域で認知症の高齢者と家族を見守るため、認知症サポーターの養成を進めます。また、あらゆる機会を通じて認知症理解の促進に努めます。認知症サポーター養成研修は地域サロンや小学校を中心に行います。 | 福祉課 |
| 共生型サービスの推進 | 高齢者や障がいのある人が、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするよう「共生型サービス」の推進に努めます。 | 福祉課 |
| 農福連携の推進 | 障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画ができるよう推進に努めます。 | 福祉課 農林課 |

(6) 生活に困難を抱える人への支援

生活困窮者など、日常生活を営む上で困難を感じている人に対して、様々な専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを構築し、適切な対応を行っていきます。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-------------------|---|---------------|
| 生活困窮者等に対する自殺対策の推進 | 生活困窮者は複合的な問題を抱えていることが多く、社会から孤立しやすい傾向にあり生活困窮の状態にある人、その可能性のある人が自殺に至らないよう対策を進めていきます。また、相談者にあった支援を行えるよう担当部署と連携し事業を進め早期発見に努めていきます。 | 福祉課 保健センター |
| 避難行動要支援者の把握 | 一人暮らしの高齢者や障がいのある人など支援の必要な人が災害時に支援を受けられるよう、民生委員・児童委員や自主防災組織を中心に個人情報に留意しながら避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握に努めます。また、地域住民による日常的なあいさつや地域活動を通じた隣近所の避難行動要支援者把握を推進していきます。 | 福祉課 |
| 避難行動要支援者支援体制の充実 | 避難行動要支援者名簿の整備を進め、個人情報の保護に留意しながら関係機関・団体、地区等との情報共有化を図り、地域における防災支援体制の強化を図ります。 | 福祉課 |

(7) 支援関係機関との連携促進

複雑化、多様化する問題を抱える相談者が増えているなかで、関係機関が情報共有や支援に係る地域資源のあり方を検討する支援会議を開催します。また、自治会、支援関係機関や団体などの地域活動による支援と公的なサービスとの連携を推進します。他分野における専門相談機関とのネットワークづくりを推進し、支援関係機関との連携により迅速かつ的確に問題が解決できる包括的な支援体制の整備に努めます。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|------------------|--|-------------------------|
| 相談・支援体制の充実 | 生活相談、児童相談、健康相談など多種多様な相談に民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関などが連携し、包括的な相談体制を充実し、支援に努めます。 | 福祉課 子育て支援課 保健センター |
| 民生委員・児童委員活動の支援強化 | 民生委員・児童委員によるニーズの把握や相談活動を支援し、行政、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会の連携を強化し、フォーマルサポート（保健・医療・福祉の各種機関・団体の専門職や各種サービス、制度など）の充実とともに、地域に必要なインフォーマルサポート（家族、近隣住民、ボランティアなどによる支援）の構築を支援します。 | 福祉課 |
| 医療機関との支援体制の充実 | 大野町健康づくり推進協議会において健康や介護など様々な問題を解決するため、医療機関や関係団体との連携支援体制を構築し、ネットワークづくりを推進します。 | 保健センター |

3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 災害時の支援体制の強化

災害時や緊急時においては、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図り、社会福祉協議会と連携し災害ボランティアの育成を進めます。

また、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-----------------|--|----------------|
| 避難行動要支援者の把握 | 一人暮らしの高齢者や障がいのある人など支援の必要な人が災害時に支援を受けられるよう、民生委員・児童委員や自主防災組織を中心に個人情報に留意しながら避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握に努めます。また、地域住民による日常的なあいさつや地域活動を通じた隣近所の避難行動要支援者把握を推進していきます。また、個別避難計画を推進し、要支援者一人一人にあった避難計画を作成します。 | 福祉課 |
| 避難行動要支援者支援体制の充実 | 避難行動要支援者名簿の整備を進め、個人情報の保護に留意しながら関係機関・団体、地区等との情報共有化を図り、地域における防災支援体制の強化を図ります。 | 福祉課 |
| 災害支援ボランティアの促進 | 地域ボランティアや関係部署と連携し、防災訓練などを通じ防災支援体制の推進を図っていきます。 社会福祉協議会において、実効性のある災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルや資材を整備し、行政機関との協定や連携会議等の体制強化を進めていきます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 福祉避難所の確保 | 災害時に要介護者、重度障がいのある人などが安心して避難生活を送れるよう福祉避難所の拡大や周知を進めます。 | 福祉課 |

(2) 安全・安心のまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|---------------|--|--------------|
| 地域ぐるみの見守りの推進 | 住民の防犯意識を高め、子どもや高齢者、障がいのある人などが犯罪に巻き込まれないよう声かけ運動や見守り活動を通じて、地域ぐるみの見守りの推進を図ります。 防犯カメラの設置による犯罪抑止と見守り活動を推進します。 | 総務課 |
| 安心できる地域づくりの推進 | 地域住民による児童・生徒の登下校の見守りや地域ぐるみで高齢者の見守り活動等を支援するとともに、警察等の専門機関との連携を強化し、安心できる地域づくりを実現します。 | 学校教育課 総務課 |
| 地域防犯体制の充実 | 悪質商法等、高齢者や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係機関・団体との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組んでいきます。また、ホームページや窓口での啓発活動を継続していきます。 | 環境生活課 |

(3) 移動・居住支援・居場所づくりの充実

誰もが利用しやすい公共施設、道路や歩行空間とするため、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設等の整備を行います。また、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備等、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

さらに、高齢者や障がい者の方などが安心して地域で生活できるよう、居場所づくりを進めます。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-----------|--|-------|
| 公共交通の充実 | 公共交通に関する住民のニーズを的確に把握し、利用促進のための各補助事業、デマンドタクシーの利便性の向上など地域特性に応じた公共交通の充実に努めます。引き続き、町民の公共交通機関の利用促進を図り、既存の交通網を維持していくために、交通費補助等の事業を実施するとともに、交通事業者との協議も行っています。 | 政策財政課 |
| 居場所づくりの検討 | 介護保険サービスや障害福祉サービスなどの既存の制度では手が届かない高齢者や障がいのある人などの社会的孤立感の解消や健康の維持推進を目的に、公共施設等に、日中で週1回程度、定期的実施できるような居場所づくりの検討を進めます。 | 福祉課 |

(4) 権利擁護と虐待防止対策の推進

高齢者、障がい者に対するあらゆる権利侵害、虐待、配偶者への暴力などを防ぎ、早期に発見できるように努めます。

また、認知症高齢者や知的障がいのある人の中には、財産管理や日常生活で生じる契約などの判断が求められる行為ができない人や契約等において不利益を被る人がいます。このような人たちの権利を守り、利用援助を行うために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、判断能力の不十分な人たちの支援を行います。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|------------------|--|----------------|
| 高齢者や障がい者の権利擁護の推進 | 判断能力が十分でない人が地域において自立した生活ができるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の利用支援を行います。また、成年後見制度については、制度の周知を図るとともに、法人後見人の実施検討や市民後見人の育成支援に努めます。また、親族がいない、経済的事情で支援が困難である等といったケースにおいて、専門職から個人後見の引き受け手がない場合の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人後見の受け皿となるための体制を整備します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|------------------------------|---|---------------|
| 中核機関の機能強化 | 成年後見支援センターが中心となり、成年後見制度の利用促進に向けた広報・啓発活動や制度の活用に関する相談に対応します。また、専門職によるアセスメント、受任者調整、後見人の支援など、より専門性の高い機能については、安八郡・揖斐郡6町共同で（一社）岐阜権利擁護センター西濃支部に委託し、地域の成年後見制度利用促進、地域連携ネットワークの構築に努めます。 | 福祉課 |
| 虐待防止、DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進 | 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DVなどの問題に対し、地域における日常的な見守り体制を強化します。警察や関係者と連携し早期介入、早期解決を図ります。 | 福祉課 子育て支援課 |
| DV（ドメスティック・バイオレンス）防止の推進 | 女性や子どもの虐待に繋がるDV防止のため、民生委員・児童委員等の通報や他部署との情報連携によりDVの早期発見や相談対応など問題解決に向けて積極的に取り組みます。 | 福祉課 子育て支援課 |

（５）再犯の防止等の推進

更生保護の取り組みとして、犯罪をした者等が社会の中で孤立することがないように、更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します。

【主な事業】

| 事業名 | 内容 | 担当部署 |
|-------------------|---|--------------|
| 再犯防止に関する地域への理解の促進 | 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える仕組みである「社会を明るくする運動」などを通じ、誰もが地域社会の一員としてお互いを尊重し、地域住民が立ち直ろうとする人を支え受け入れることができる地域づくりを進めます。 | 福祉課 環境生活課 |
| 支援団体との連携 | 再犯防止にむけた取り組みに関心をもち、保護司などの関係団体に理解を深め、活動に関する周知・啓発を行います。 | 福祉課 環境生活課 |

4 数値目標

| 項目 | 現状値 | 目標値 令和10年度 (2028)年度 |
|--------------------------|-------|---------------------------|
| 福祉に関心のある人の増加 | 65.2% | 80.0% |
| 地域活動やボランティア活動に参加している人の増加 | 34.9% | 40.0% |
| ボランティア活動団体数 | 15 団体 | 18 団体 |
| ふれあいサロンの箇所数 | 29 箇所 | 49 箇所 |
| 生活支援体制整備実施地区 | 1 地区 | 6 地区 |
| みまもりネットワーク活動団体数 | 6 団体 | 10 団体 |
| 福祉協力校 | 8 校 | 8 校 |
| 町の福祉に関する情報を入手できていない人の減少 | 71.2% | 30.0% |
| 地域ケア会議の開催数 | 11 回 | 11 回 |
| 成年後見制度について知っている人の増加 | 29.5% | 50.0% |
| 災害時要支援者名簿について知っている人の増加 | 15.5% | 50.0% |
| 災害ボランティアの人数 | 48 人 | 100 人 |



計画の推進

1 計画の推進体制と評価

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、住民をはじめとした地域を構成する様々な主体が連携して、取り組むことが重要です。

『「助けあい」「支えあい」で育む 笑顔があふれる おおの』を実現するため、住民をはじめ、民生委員・児童委員、障がい者団体、ボランティア、地域包括支援センター、社会福祉協議会と行政など地域に関わるさまざまな人々と連携し、本計画の推進を図ります。

計画の評価にあたっては、関連計画などを策定している本町の関係部局や社会福祉協議会とも連携を図り、計画の中間年度に内部評価を行い、計画の点検・評価を行います。計画最終年度においては、外部委員による会議を開催し、第4章の数値目標や、施策・事業の評価、見直しを検討し、計画策定→実施→評価→見直しのPDCAサイクルを実施します。



資料編

1 大野町地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、大野町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し推進するため、大野町地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉の推進における地域の課題に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 教育機関又は教育関係団体に所属する者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第3条第2項の規定による委嘱の後最初に行う会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項に関する事前調査、個別の検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、その都度別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員及び前2条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 大野町地域福祉推進委員名簿

| 氏名 | 所属名等 | 備考 |
|--------|--------------|------|
| 保坂 松治 | 歯科医師会代表 | 委員長 |
| 目加田 菊次 | 広報委員代表 | 副委員長 |
| ひろせ 一彦 | 町議会議員代表 | |
| 木村 裕亮 | 社会福祉法人 浩仁会代表 | |
| 大澤 友裕 | 医療法人 悠信会代表 | |
| 立木 明 | 民間認定こども園代表 | |
| 竹市 貴 | 老人クラブ代表 | |
| 後藤 かよ子 | 赤十字奉仕団代表 | |
| 杉山 司朗 | 民生委員・児童委員代表 | |
| 汲田 賢司 | 身体障がい者福祉協会代表 | |
| 松浦 正幸 | 社会福祉協議会代表 | |
| 高橋 治樹 | 医師会代表 | |
| 山本 幸雄 | 校長会代表 | |
| 田中 博 | 保護司会代表 | |

※順不同、敬称略

3 策定経過

| 開催日等 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 令和5（2023）年 6月30日 | 第1回大野町地域福祉推進委員会 ・地域福祉計画の概要について ・地域福祉計画策定スケジュール(案)について ・地域福祉計画に関するアンケート調査について |
| 令和5（2023）年 7月5日～14日 | 地域福祉懇談会（6地区） （大野町社会福祉協議会協働開催） |
| 令和5（2023）年 7月31日～8月18日 | 住民アンケート調査 |
| 令和5（2023）年 9月29日 | 第2回大野町地域福祉推進委員会 ・アンケート調査の結果 ・課題整理・地域福祉計画の骨子（案） ・地域福祉懇談会について |
| 令和5（2023）年 11月22日 | 第3回大野町地域福祉推進委員会 ・地域福祉計画 第1章から第3章 ・地域福祉計画 第4章の進め方 |
| 令和5（2023）年 12月18日 | 第4回大野町地域福祉推進委員会 ・地域福祉計画 施策の展開・数値目標・評価 ・パブリックコメントの概要について |
| 令和6（2024）年 1月5日～18日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和6（2024）年 2月14日 | 第5回大野町地域福祉推進委員会 ・パブリックコメント実施結果 ・第4期大野町地域福祉計画（最終案） |

第4期大野町地域福祉計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

発行：大野町 民生部福祉課

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地

電話：0585-34-1111

F A X：0585-34-2110